

ビルマ(ミャンマー)

人権尊重の取り組みに関する国別報告

アメリカ国務省民主主義・人権・労働局

東アジア・太平洋

2005 年度

2006 年 3 月 8 日

人口推計 5,200 万人を超すビルマは、1962 年以来、多数派ビルマ民族組織が率いる極めて独裁的な軍事政権によって長い間支配されてきた。現在の軍事政権「国家平和開発評議会 (SPDC : State Peace and Development Council)」は、Than Shwe 上級大將を元首とする国の事実上の政府であり、その下部組織である平和開発評議会(PDC:Peace and Development Council)が管区、州、市、郡、区、村の行政単位で命令により支配している。1990 年に行われた自由で公正な総選挙では、民主化政党が総定数の 80 パーセントを獲得して圧勝したが、軍事政権はその結果を認めなかった。SPDC は、2005 年に、提唱する「民主化への 7 段階のロードマップ(Seven-Step Road Map to Democracy)」の一部として国民会議(NC)を 2 回招集した。NC は、新憲法草案の審議を目的としているが、最大の反対政党を除名により排除し、自由な議論も認めなかった。軍事政権は、少数の反政府武装組織を除いて、国内の軍事力をほぼ掌握している

政府の人権記録は 2005 年を通して悪化しており、政府はいくつもの深刻な侵害を続けている。報告されている人権侵害は以下のとおりである。

- 政治を変える権利の制約
- 拘束中の病死を含む法管轄外の処刑
- 失踪
- 囚人および拘束者の強姦、拷問、殴打
- 上訴権を認めない恣意的な逮捕
- 反政府活動家の逮捕・拘束
- 外部との接触を断った隔離拘禁

- 国民民主連盟(NLD : National League for Democracy)の Aung San Suu Kyi 書記長および U Tin Oo NLD 副議長の長期自宅軟禁、並びに Rangoon 本部を除くすべての NLD 事務所の長期閉鎖
- Hkun Htun Oo 氏および Sai Nyunt Lwin 氏(共にシャン諸民族民主連盟(SNLD : Shan Nationalities League for Democracy)のリーダー)を含む、統一諸民族連盟(UNA : United Nationalities Alliance)メンバーの投獄
- 国民のプライバシーに関する権利の侵害
- 強制移住および土地・財産の没収
- 言論、出版、集会、結社、その他の運動に関する自由の制限
- 信教に関する自由の制限
- イスラム教徒に対する差別および嫌がらせ
- 国内人権組織の活動制限および国際人権組織との協力不履行
- 女性に対する暴力および社会的差別
- 子供兵士の強制徴用
- 宗教・民族少数派に対する差別
- 人身売買(特に売春や売買婚を目的とした女性・少女の人身売買)
- 労働者権利の制限
- 子供を含む強制労働(主に少数民族地域の軍駐屯地および軍事行動のための労働力)

カレン民族連合(KNU : Karen National Union)、カレンニー民族進歩党(KNPP : Karenni National Progressive Party)、シャン州軍・南部方面軍(SSA-S : Shan State Army-South)などの民族武装組織も、政府ほどではないとしても、虐殺、強姦、強制労働を含め人権を侵害していると伝えられている。ワ州連合軍(UWSA : United Wa State Army)、カレンニー民族人民解放戦線(KNPLF : Karenni National Peoples Liberation Front)などの停戦組織も、その支配地区の住民に対して同様の侵害を行っていると言われている。武装組織と停戦組織のどちらも、子供兵士の強制徴用を行っていた。

人権の尊重

セクション 1 以下に関する自由を含む 人間の尊厳や価値の尊重

a. 生命の恣意的または不合法的剥奪

2005 年には、何人もの民主活動家が拘束中に不審死している。5 月 7 日には、NLD メンバーの 1 人 Aung Hlaing Win 氏が、5 年前にタイの「非合法組織」と接触したとして軍保安局長事務所(MAS:Office of the Chief of Military Affairs Security)によって 5 月 1 日に逮捕された後、拘束中に死亡した。警察は、5 月 10 日に家族に対して死因は心臓発作であると報告している。しかし、検死官の解剖報告書によれば、死体には 24 ヶ所の外傷と打撲傷があった。MAS は賠償金として \$100 (100,000 kyat) を提供したが家族は受け取りを拒否した。家族は、不当な死に当たるとして Mayangone 郡裁判所に告訴した。裁判官は、検死官の解剖報告書を証拠として承認せず、死因に関する警察の報告書を支持した。NLD の法律諮問委員会の支援により家族が最高裁判所に控訴した。しかし、最高裁判所は、下級審の判決を支持した。

5 月 22 日、労働活動家 Moe Naung 氏が、拘束された後まもなくして Kawthoung で死亡したとされている(セクション 6.a 参照)。

5 月 31 日、Min Htoo Wai 氏の妻は、NLD メンバーである夫が拘束中に死亡し、同日中に火葬されることを知らせる電報を受け取った。警察は、5 月 26 日に理由は示さずに Min Htoo Wai 氏を逮捕し、その 2 日後に Mawlamyine 刑務所に移送していた。家族は電報を受領後 1 時間以内に刑務所に到着したが、遺体は前日に火葬されたと告げられた。1 人の囚人と検死官は、本人は 5 月 29 日に殴打されて頭部に重大な損傷を受けて死亡したと未亡人に伝えた。

7 月 20 日、当局が Saw Stanford 氏の家族に対して、彼が尋問センターで心臓発作を起こして死亡したと報告した。家族は布で嚴重に包まれた死体に近づくことも触れることも許されず、顔を見ることができただけだった。Stanford 氏は Irrawaddy 管区 Tawako 村の搜索時に、武器・爆薬隠匿の容疑で MAS に拘束されていた。

10 月 4 日、Mandalay 管区 Aung Myay Thazan 郡に住む Htay Lwin 氏が、警察にエラー! リンクが正しくありません。。当局は、同日に盗みの疑いで彼を逮捕していた。彼の妻が警察署に面会に行ったが、会うことができなかった。その 1 時間後、警察は妻に対して彼が拘留所内で自殺したと連絡した。10 月 5 日、妻は夫の遺体と少しでも対面できないなら書面

への署名も葬儀の準備もしないと、主張した。地元の平和開発評議会(PDC)職員と連邦連帯開発協会(USDA : Union Solidarity and Development Association)地区支部の Tin Maung Win 書記長が賠償金として\$300 (300,000kyat)を提案した。10月6日、地元の PDC と病院当局は遺体を自宅に送ってきたが、死亡診断書はなかった。家族によると Htay Lwin 氏の頭骨には殴られた痕跡があり、全身傷だらけで、両眼、首、腹部には縫合跡があった。家族は、警察長官(director general of police)と管区警察署長(divisional police commissioner)に対して調査を依頼し、責任を問う措置を取るよう求めた。2005 年末の段階で、事態は何の進展もなかった。

11月5日、Bago 在住で 37 歳の Aung Myint Thein 氏は、Insein 刑務所に拘束中死亡した。「不法な結社」を問われて公判中であった。死因として下痢、コレラ、肝硬変などいくつも挙げられていたが、当局は遺体を家族に返却しなかった(セクション 2.a と 6.c 参照)。

12月31日、Ko Than Htaik 氏は、地元の平和開発評議会(PDC)職員によって激しく殴打された結果死亡した(セクション 6.c 参照)。

2004 年 3 月、シャン人権基金(SHRF : Shan Human Rights Foundation)は、第 514 軽歩兵大隊 (Light Infantry Battalion 514)の指揮官が、Shan 州 Mong Kung 郡の軍検問所の前で、自家用車を強制労働のために供出することを拒否したとして 1 住民を殴って死亡させたと報告している。

2004 年 7 月、Maung Aye 氏が盗みの疑いで警察に拘束中に、殴打され、死亡したという、未確認だが信頼できる報告がある(セクション 1.c 参照)。

政府は、政府関連組織が 2003 年に Depeyin 村近くで NLD リーダー Aung San Suu Kyi 氏が率いる車列を襲撃した件に関する調査を行わず、何らの責任も認めていない。村民および生存者によれば、襲撃側は民主化支援メンバーを 70 人も殺害したが、この数値は公式には確認されていない。2005 年末の時点では、車列にいた 31 人の民主化支援組織メンバーを含め、他の負傷者がどうなったかは不明である。襲撃に関与したとされる当局者は責任を問われず、一部は昇進している。

同様に、SHRF と KNU が報告している 2003 年のどの殺害についても、関与した兵士を政府が調査または処罰したという報告はない。殺害されたのは、Shan 州 Namhsan 郡で Shan 州の反政府武装勢力の兵士であったか助けたことを責められた 2 人の農民、Shan 州 Lai-Kha 町の強制移住させられた農民 1 人、Shan 州僻地の農民 1 人、カレン人の村長 2 人である。

治安部隊が地雷を除去するために民間人を使用した結果生じた死者や負傷者についても、未確認のいくつかの報告書がある。ただし、政府と KNU 間の一時的停戦協定により、発生数は前年までよりも減少しているという(セクション 1.g 参照)。

4 月の Mandalay 爆破事件と 5 月 7 日の Rangoon における 3 つの同時爆破事件により、公式発表によれば 23 人が死亡し、55 人に後遺症が残った。これに対し、政府は広範囲にわたって逮捕し、いくつもの反政府組織を事件の当事者として追及した。しかし、信頼できる証拠を見つけることはできず、実行犯たちは逮捕されていない。

前年までと異なり、武装民族組織が行った殺害については報告されていない。政府メディアは、2004 年 8 月にシャン統一革命軍(Shan United Revolutionary Army:現在の SSA-S)が Namhsan 郡で 5 人の農民を殺害したと伝えている。

b. 失踪

民間人および政府活動家の数時間から数週間またはそれ以上にわたる「失踪」は続いており、その多くは二度と姿を見せていない。このような失踪は、通常は当局が家族に知らせずに尋問するために個人を拘束するか、軍が多くの場合家族に知らせずに荷役その他の役務に徴用するため個人を拘束するために起きていた(セクション 6.c 参照)。兵役に関する情報を照会しても、ほとんど進展はなかった。多くの場合、尋問のために拘束された人はその後すぐに解放され、家族の元に戻っている。

軍部によって荷役として徴用された人は、労役または荷役のために移送された囚人と同様に、そのまま行方不明になる場合が多かった。家族は、仲間の囚人が生き延びて情報を知らせてくれる場合に限り、本人の消息を知ることができた。

2003年に15歳の学生1人と若者3～4人がRangoonのティーショップから姿を消し、軍の荷役のために政府によって強制徴用されたと考えられている件についても、進展はなかった。

c. 拷問やその他の残酷な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱いまたは刑罰

拷問を禁ずる法律はあるが、治安部隊のメンバーは、囚人、被拘束者その他の民間人に対して拷問、殴打などの虐待を行っているという。治安部隊は拘束後、脅迫し混乱させるための厳しい尋問を日常的に行っていた。

12月1日、ビルマ政治囚を助ける会(AAPP: Assistance Association for Political Prisoners)は、軍事政権が政治囚に与えている「残忍で組織的な」拷問に関する報告書を発表した。報告書は、35人の元政治囚の証言に基づき、軍事政権が反体制派に与えている、身体的、心理的、性的虐待を具体的に示し、虐待を行った人物の多くを特定した。報告書では、軍事政権が使用している拷問の数々を詳細に示している。例えば、意識不明になるまで時には命を失うまで激しく殴打する、生殖器を含む身体のあらゆる箇所に連続的に電気ショックを与える、骨がむき出しになるまで鉄棒で向う脛を擦る、タバコやライターの火を皮膚に押し付ける、ロープやかせを使用して首や足首を縛り数ヶ月間もの間動かさないようにする、人体の同じ場所を数時間にわたり絶え間なく繰り返し殴る、とがった石・金属・ガラスを敷き詰めた上を歩かせるたり這わせたりする、犬を使用して男性囚を強姦する、強姦によって女性囚を脅すなどである。

報告書によれば、内務相、国防相、外相の3人で委員会を構成し、国家保護法(State Protection Act)により起訴された政治囚の拘束を監視している。

また、報告書は、尋問の最初から拷問を行っていたのは主にMASだったことも示している。尋問は、特別捜査局(Bureau of Special Investigations)と内務省管轄下にあるビルマ警察特別部(Special Branch of the Burma Police)でも行われていた。

5人の政治囚が拘束中に死亡している(セクション1.a参照)。

7月6日、ジャーナリストで元 NLD 執行委員の U Win Tin 氏が Insein 刑務所で解放前に調書を取る部屋に移されたが、解放されず囚房に戻された。反政府筋によれば、当局が偽の自白に署名するように強制したが U Win Tin 氏がそれを拒否したためという(セクション 2.a 参照)。

2004 年 6 月には、NLD メンバー 4 人が拘束されて尋問を受け、3 日間椅子の上に立ち続けるよう強制された。4 人は偽の自白書に強制的に署名させられ、1950 年緊急規定法 (Emergency Provision Act)、1908 年非合法結社法 (Unlawful Association Act)、1947 年入管法 (Immigration Act) に違反した容疑で最長 15 年の懲役刑を受けた。裁判所は、3 件の判決に順番に服す必要はなく、そのうち最も長い刑期(7 年間)に服せばよいとした。主要メンバーの息子も拘束され、治安部隊の一員によって殴打された後、解放された。

信頼できる筋によると、2004 年 2 月、Insein 刑務所で NLD メンバー Khin Maung Oo 氏が殴打され意識不明になったという。また、2004 年 2 月には、Rangoon の警察官と消防署員が理由は不明だが San Htay 氏を殴打したとの未確認情報が報告されている。2004 年 7 月には、Maung Aye 氏が盗みの疑いで警察に拘束中殴打により死亡したという、未確認だが信頼できる報告もある。

軍は日常的に財産、現金、食糧を押収し、強制的で残虐な手段を使用して荷役を徴用している。荷役およびその他の労役を強制された人達は、極めて困難な状況におかれ、殴打され、強姦され、食事や清潔な衣服を十分に与えられず、時には死につながる虐待を受けていた。

2005 年を通して、NGO と共同体リーダーから、Bago 管区、Karen 州、Mon 州、Shan 州および Tanintharyi 管区の村民に対し強制労働を課すなど、国軍は相変わらず少数民族に対して、殴打、強姦、強制地雷除去、強制労働による虐待を行っているという報告が出されている。

2004 年 9 月には、Karen 州の信頼できる筋によれば、政府支持派である民主カレン仏教徒軍(DKBA : Democratic Karen Buddhist Army)の兵士が数名の若い(8~11 歳)尼僧を強姦した。

2003 年に DKBA 兵士と国軍兵士が Karen 州の村民を脅して強制労働に就かせたという報告があったが、政府は調査していない。

2003 年、治安部隊が、Rangoon 市庁舎前で政治囚全員の解放求めるデモを行ったとして教師の Kyaw Ye Win 氏と学性の Khin Hla Hla Su Wi 氏を拘束し、Ywathagyi 精神病院に送った。2 人は 2004 年に 11 月に解放された。

刑務所および拘置施設の状態

刑務所および強制労働収容所の状態は、全体的にひどく命を落とすこともあるほどである。刑務局(Department of Prisons)は国内で約 35 ヶ所の刑務所と約 70 ヶ所の強制労働収容所を運営していた(セクション 6.c 参照)。刑務所内では、食糧、衣服、医薬品の支給が極めて不足していたという。寝床は床の上に 1 枚のマットを置いただけである。囚人は、生活需品を 2 週間に 1 回 15 分だけ面会が許される家族に頼るしかなかった。囚人は数週間から数ヶ月にわたって起訴もされないまま拘束され、正式に起訴されるまで家族は面会することも、貴重な食糧を差し入れることもできない。刑務所内の HIV/エイズの感染率は、注射器の使いまわしや他の囚人による性的虐待が原因で高いとされている。2004 年 3 月には、国連人権特別報告者(UNSRHR : UN Special Rapporteur for Human Rights)Paulo Sergio Pinheiro 氏が 2003 年に訪問した結果実現した、囚人に対する定期刊行物の購読やテレビ視聴の許可を政府は撤回したとの未確認の報告があった。

4 月 9 日には、Insein 刑務所の 18 人の政治囚が、刑務所の劣悪状態と家族との面会拒否に抗議して 2 日間のハンガーストライキに入った。刑務所当局は、状態の改善に同意した。その結果、4 月 27 日に家族に面会できたが、その後他の刑務所に移送されたり、独房に監禁されたり、雑居房に入れられ一般刑事囚から殴打されたりした。政治囚は再度ハンガーストライキに入ったが、さらに多くの囚人が独房にエラー! リンクが正しくありません。された。しかしそこでもハンガーストライキを続け、他の区画にいる政治囚もストライキに参加した。

刑務所の医療は、一般国民の保健水準を反映しているが、政府は囚人に対して適切な医療を提供していないままである。9 月には、虫がついた米・レンズ豆・肉、非衛生な水・廃棄物処理が原因で広まったコレラにより、Tharawaddy 刑務所に拘束されていた 11 人の囚

人が死亡し、80人以上が入院した。10月には、同じ原因から、同刑務所で下痢により40人を超す囚人が死亡した。12月後半には、Sittwe 刑務所の9人の囚人が下痢で死亡し、60人が入院した。非衛生的な食事が原因と見られている。

2005年の間に、複数の政治囚の健康が悪化した。健康が悪化した政治囚には、1990年総選挙(MPs-elect)で当選した NLD メンバー、Than Nyein 氏、U Naing Naing 氏、ベテランジャーナリスト U Win Tin 氏が含まれている。30歳の政治囚エラー！リンクが正しくありません。は、12月15日に結核で死亡した。

政府によれば、政治囚は、一般犯罪者とは区別されているという。しかし、囚人の報告によれば、当局は政治囚をしばしば雑居房に入れており、そこで犯罪常習者から殴打や虐待を受けているという。Insein 刑務所の監房3の政治囚は、特に虐待されやすい状態にある。収容されていた Min Soe Naing 氏、Min Min 氏、Min Than Tun Win 氏、U Ohn Maung 氏、Phone Aung 氏および無名の1仏僧の全員が2005年他の同房者から激しく殴打されという。囚人の親族や AAPP によれば、8月24日、収監されている犯罪者組織が政治囚 Ko Tun Tun 氏をひどく殴打したという。これに対し刑務所当局が何の措置も取らなかったため、政治囚側はハンガーストライキに入ったという。そのため、刑務所当局は彼らを独房に監禁し、その後遠くにある刑務所に移送した。

2005年の間に、政府は赤十字国際委員会(ICRC : International Committee of the Red Cross)が従来の業務(エラー！リンクが正しくありません。への医薬供給、囚人と家族間の手紙の仲介、月1回の家族面会の実現など)を行うことを認めた。ICRC は、4千人を超える拘束者について詳細に把握していた。対象となっていたのは、治安上の理由で拘束されている人物、未成年者、外国人が含まれていた。また、病人や高齢者などの弱者も含まれていた。政府と刑務所問題について話し合いを進めた結果、ICRC は立会人なしで囚人と話す権利、必要な回数面会する権利、ほぼ全囚人にいつでも接触できる権利を得たほか、刑務所および強制労働収容所のさらに大勢の収容者に接触しようと努力している。ICRC によると、ICRC の勧告に従って刑務局が是正措置をとった結果、2005年の間にほとんどの刑務所および強制労働収容所で、収容状態、被収容者の取扱い、全体的な健康状態が改善されたという。しかし、政府の大衆動員組織である USDA(連邦団結発展協会)が ICRC メンバーに同行する

ことを主張したため、11月のICRCによるTharawaddy刑務所への訪問を短縮しなくてはならなかった。

d. 恣意的な逮捕または拘束

法律には、拘束の合法性を司法的に判断するための条項がなく、政府は日常的に恣意的な逮捕と独房監禁拘束を行っていた。法律により、囚人が最初の判決通りに服役した後に当局が判決を延長することは可能であり、政府は合法的にこの条項を適用している(セクション1.c 参照)。

警察および治安機関の役割

警察は、国軍の予備役であり、国軍将校の直接支配下にある。主に一般犯罪を扱い、政治犯罪は扱わない。ミャンマー警察(MPF: Myanmar Police Force)は、内務省の管理下にある。収賄と刑事免責は深刻な問題となっているが、これは警察が独自にその運営資金を集めなければならないという政府が決めた制度が原因である。警察は、日常的に被害者に対して多額の犯罪調査費を要求しており、民間人から賄口を受け取っていた。刑事訴訟事件では保釈されることが多いが、政治囚の場合はほとんど認められていない。

MAS と MPF の特別部(SB: Special Branch)職員が、政府の脅威になると考えられた「政治犯罪」の被疑者の拘束を担当している。拘束すると、MAS(場合によってはSB)職員が囚人を地元の MAS 尋問センターに連行し、そこで数時間から数ヶ月にわたって尋問を行い、尋問中いつでも起訴できた。政治犯として起訴されたか容疑をかけられた人物は、逮捕時にしばしばフードを被せられることが多かった。

逮捕と拘束

法律では捜査と逮捕には令状が必要であるとしている。しかし、MAS と警察は自由に捜査し逮捕できる特別な権限を持っている。政府は、無期限拘束を認めた 1950 年の緊急指定法(Emergency Act)を頻繁に適用して、国民を逮捕し長期にわたって拘束し続けている。政府は、拘束者が弁護士に相談する権利や、拘束者およびその家族が独立した法定代理人を選出する権利を一切認めず、政府が指名した弁護士を使うよう拘束人に強制した。

独房監禁による拘束は問題であり、拘束者の親族は本人が拘束されたことをかなり後になってから知った。長期におよぶ独房エラー！リンクが正しくありません。は、囚人の懲罰として使用された。2004 年 12 月には、Thet Naung Soe 氏がすべての政治囚の解放を求めて、刑務所内でハンガーストライキを行った。その後家族が面会を試みたが、看守は「今は家族に会いたくない」と書かれた自筆のメモを見せた。刑務所職員は、Thet Naung Soe 氏がしばらく食事を拒否し、入院していると説明した。2005 年末の時点で、彼は刑務所の病院に依然入院しており、ひどい発疹があり、うつ病を患っていた。

7 月 13 日には、尼僧 Daw Thissawaddy 氏が、「仏教を侮辱した」容疑で逮捕された。彼女は、State Sangha Maha Nayaka(国家サンガ総監長老会議)に対して、男性僧が「比丘」と名乗るように自分も「比丘尼(女子修道院長に近い意味)」を名乗る許可を書面で求めていた。比丘尼と名乗ることが他の仏教社会では認められていると指摘した。同会議は対応せず、宗教省が告発し、拘束させた。拘束から 1 ヶ月後、当局は彼女に出国するように圧力をかけた。

8 月 13 日、Momauk 郡の 3 人の大学生(Ja Naw 氏、Win Moe 氏、Bran Awng San 氏)が、麻薬取締特殊部隊に逮捕された。しかし、同部隊は麻薬ではなくアムネスティ・インターナショナル(AI : Amnesty International)が発行した人権に関する教育用 CD、エラー！リンクが正しくありません。)に反対を訴えている書籍、薬物防止に関する教材を押収した。

2004 年 2 月には、NLD 副議長 U Tin Oo 氏(2003 年 5 月の Depeyin 襲撃事件後逮捕されていた)が Sagaing 管区の Kalay 刑務所から Rangoon にある本人の自宅に移された。その後、起訴されることなく自宅に軟禁されたままである。2005 年を通し、Aung San Suu Kyi 氏は、起訴も裁判もなしに自宅軟禁状態に置かれたままであった。11 月 27 日には、自宅軟禁がさらに 6 ヶ月延長された。2 人の住み込み家政婦(同様に屋敷からの外出を禁じられている)を除いて、外部との接触を断たれている。

2005 年末の時点で、Depeyin 襲撃時またはその直後に逮捕された 153 人のうち、Aung San Suu Kyi 女史と U Tin Oo 氏だけが自由を剥奪された状態が続いている。

当局は民間人および政治活動の拘束を続けており、失踪した者もいた。一時的に失踪したこともあった(セクション 1.b 参照)。

2005 年の間に、政府は家屋登録証が不備であるとして Rohingya 党 1990 年選挙当選者 (MP-elect) Kyaw Min 氏に禁固 47 年、その妻、2 人の娘と息子 1 人に禁固 17 年を宣告した。彼の義理の妹も、許可なく旅行し、必要な居住登録証なしに夫の家に住んだ容疑で Kyaukphyu 当局によって逮捕された。

特赦

2004 年 10 月の Khin Nyunt 首相(当時)追放以来、SPDC は 5 回にわたって囚人を大量に解放した。2005 年には、政府は 7 月 2 日と 7 月 6 日に多数の囚人を解放し、その数は合計で約 6 千人を超す。政治囚は約 368 人解放したが、他方では政治囚の逮捕を続けていた。2004 年 11 月と 12 月には、解散した軍中央情報部局(Office of Chief Military Intelligence)に「不適切な行為」があったとして、SPDC が 14,318 人の既決囚を解放した。しかし、解放された人のうち政治囚はわずか 76 人だった。

2005 年の間に、少なくとも 5 人の 1990 年総選挙で当選した NLD メンバーが解放された。1 月 2 日には、Kyaw Khin 氏が Taunggyi 刑務所から解放された。しかし、同氏は、在籍している大学で仲間の学生に Aung San Suu Kyi 氏の受賞リストを渡した容疑で 2 月 25 日に再逮捕され、14 年の禁固刑を宣告された。Ohn Kyaing(Aung Wint)氏も 1 月 2 日に Mandalay 刑務所から解放された。3 月 6 日には、Myint Naing 氏が Sagaing 管区 Kanbulu 刑務所から解放された。7 月 6 日には、2 人(Sein Hla Oo 氏が Rangoon 管区 Insein 刑務所から、Khin Maung Win 氏が Bago 管区 Oktwin 刑務所から)が解放されている。

3 月 6 日、政治的理由により拘束されていた Myint Naing 氏が解放された。3 月 1 日にも、Irawaddy 管区 Bogalay 郡刑務所から 11 人の NLD メンバーが解放された。7 月 6 日には、2003 年に Rangoon 市庁舎前で民主化スローガンを叫びパンフレットを配布した容疑で逮捕されていた 2 人の仏尼が仲間と共に解放された。

2003 年と 2004 年において、政府は 2003 年 5 月頃に逮捕した、NLD メンバーで選挙に当選していた 24 人を解放した。

e. 公正な公開審理の拒否

司法機関は政府から独立していない。SPDC が最高裁判所判事を指名し、その指名された最高裁判事が下級裁判所の判事を指名し、SPDC の承認を得る。これらの裁判所は、実質的に法的拘束力を持つ SPDC が公布した布告に基づいて審理する。裁判所組織は、郡、区、州、国レベルで構成されている。

審理手続き

2005 年を通して政府は命令による支配を続け、公正な公開審理やその他の権利を保障する憲法条項に拘束されることはなかった。英国植民地時代の法制度の名残が形式上は残っていたが、裁判所の組織および裁判の進め方は、極めて欠陥が多かった。特に政治事件の扱いはひどかった。緊急規定法(Emergency Provisions Act)、非合法結社法(Unlawful Associations Act)、常習犯法(Habitual Offenders Act)および破壊分子の危険から国家を守る法(Law on Safeguarding the State from the Danger of Subversive Elements)などの総括法の乱用、並びに政治目的に合わせた裁判制度の操作により、国民から公正な審理を受ける権利を奪い続けてきた。蔓延する汚職も、司法制度の公正性をさらに低下させていた。

12 月 12 日の新聞発表によると、AI は、2005 年において、政府が平和的な反体制運動を取り締まるために司法制度を使用することが増えていると指摘している。AI は、反政府運動の支持者が不正な罪状で有罪判決を下されていると指摘している。この告発は、UNSRHR の Pinheiro 氏が、10 月 28 日に国連総会(UNGA: UN General Assembly)で、ビルマでは「法律、命令、司法の組織が、国民の権利擁護どころか、抑圧し反体制運動を封じ込める道具として使用されている」と発言したことにも一致していた。

刑事裁判と政治裁判の手続きには基本的な違いがある。被告側弁護を代理とする権利を含め基本的かつ正当な手続きの権利の一部は刑事裁判で通常認められているが、政府が特に神経を尖らせている政治裁判では認められていない。刑事裁判では、被告側弁護人は通常公判までに 15 日間の準備期間が認められ、証人を呼んだり反対尋問したりできるほか、弁論準備として 15 日間遅延させることが認められる。しかし、被告側弁護士の主な役割は、依頼人の無罪を主張することではなく(有罪判決は既に決まっている)、依頼人の刑期をできる限り短くするために裁判官と交渉することである。信頼できる報告によれば、政治裁

判では軍政トップが、証拠や法律に関係なく、判決を決定していた。政治裁判は公開されていない。

2003 年 5 月の Depeyin 襲撃に関連して逮捕された NLD メンバーおよび数百人もの民主化支持者のうち誰一人、公開審理を受けていない。2003 年に、警察はカナダ系鉱山企業の運転手 Thet Lwin 氏を、外国人上司を乗せて Rangoon にある Aung San Suu Kyi 氏の住居近くを走行したとして、逮捕した。2004 年 2 月には、非公開裁判により、元の逮捕には関係のない罪状で禁固 7 年を宣告した。2005 年末の時点では、Insein 刑務所に投獄されたままであった。

NLD メンバーは、弁護士側が投獄される心配をせずに弁護士に相談することが通常は可能に見えたが、審理の開始日は必ずしも弁護士に伝えられなかった。2005 年末の時点では、約 14 人の弁護士が投獄されていた。その大半は 1998 年より前に判決を受けている。1998 年には、政治囚が顧問弁護士を雇いやすくする制度を政府が導入したためである。

政治囚

2005 年末の時点では、約 1,300 人の「治安上の理由で拘束されている人物」がいた。この中には、政治囚(約 1,100 人)、武器商人、治安法違反者、宗教的暴動の扇動容疑をかけられた者などがいる。

1 月 2 日、1990 年総選挙に当選した NLD メンバー Kyaw Khin 氏が Taunggyi 刑務所から解放された。しかし、2 月 25 日、在籍する大学で仲間の学生に Aung San Suu Kyi 氏の受賞リストを渡したとして再逮捕され、禁固 14 年間を宣告された。

2 月 9 日、政府は、民主化を支持する有力な民族政党であるシャン民族民主戦線(SNLD : Shan Nationalities League for Democracy)の議長 Hkun Htun Oo 氏と書記 Sai Nyunt Lwin 氏を逮捕した。その他に 8 人のシャン人リーダーが同じ頃に逮捕された。Insein 刑務所で SNLD リーダーに対する秘密裁判が行われた。罪状は、国家転覆容疑と、その他に外国為替法違反など政治的経済的不正行為に関する 8 個の容疑である。Hkun Htun Oo 氏は 2 回の終身刑のほかに禁固 53 年、Hso Ten 将軍は 3 回の終身刑のほかに禁固 46 年、Sai Nyunt Lwin 氏は

3回の終身刑のほかに禁固 25 年をそれぞれ宣告された。2005 年末の時点で、全員が僻地の刑務所に拘束されていた。

8 月 3 日、シャン州諮問会議(Shan State Consultative Council)メンバーである Sao Oo Kya 氏が、シャン新世代青年部政党会議(new generation Shan State meeting)とシャン州記念日(Shan State Day celebration)集会に参加したとして自宅で逮捕された。その後、国家の中傷とホテル・観光法(Hotel and Tourism Act)違反を理由に禁固 13 年が宣告された。11 月 22 日、上告は棄却された。

11 月 20 日、Kachin 州当局は、NLD メンバー Ko Ko Myint 氏と Thein Zaw 氏をアヘン所持容疑で逮捕した。アヘンは、逮捕の口実にするために当局が仕込んだと見られている。2005 年末の時点では、2 人はまだ拘束されていた。Rakhine 州当局も、NLD メンバー San Shwe Tun 氏と Aung Ban Thar 氏を外国為替法違反で 7 月に逮捕した。これも、当局が 2 人の自宅にバングラディッシュ通貨を仕込んでいたと言われている。

2004 年 4 月、政府は、Mandalay 管区の NLD メンバー 11 人に、タイの亡命組織と「不法に連携」したとして禁固 7～22 年を宣告した。2004 年 6 月、NLD 郡執行委員会メンバー Than Than Htay 氏と Tin Myint 氏が Magway 管区と Rangoon 管区で同様の容疑で逮捕された。数週間にわたり尋問を受けた後、Insein 刑務所に移送された。2004 年 9 月、Than Than Htay 氏と Tin Myint 氏はもう 1 人の NLD メンバーと共に、3 件のビルマ法違反により有罪とされ、禁固 7 年を宣告された。政府は、判決の根拠となる証拠を一切示さなかった。2004 年 6 月、当局は、Mon 州 Theinzayat 郡の NLD メンバー Ye Ye Win、San Ya および Ye Htet の 3 人を、タイにいる複数の亡命組織と接触した容疑で逮捕し、監禁した。2004 年 9 月、3 人に禁固 7 年間で宣告された。2005 年末の時点では、全員拘束されたままであった。2004 年 12 月、Rangoon の 5 人の NLD メンバーが、「衆人に訴える論証 (An Appeal to the Masses)」というタイトルのパンフレットを所持し配布していた容疑で逮捕された。6 月 13 日、5 人全員が終身刑の判決を受け、2005 年末の時点で Insein 刑務所に収監されたままだった。2004 年 12 月、NLD メンバー U Kyaw Swe 氏が、Sagaing 管区 Chaung Oo で未登録バイクの所持と公務執行妨害の容疑で逮捕された。同月、禁固 2 年が宣告された。

政府は、破壊分子の危険から国家を守るための法(Law Safeguarding the State from the Dangers of Subversive Elements)に基づいて日常的に刑期を延長している。内務相は、2ヶ月単位で6回まですなわち最長1年間懲役刑を独断で延長する権利を持っている。SPDC議長 Than Shwe 上級将軍は、刑期を5年間追加できる。前年までと異なり、政府はこの法律に従って収監していた囚人を開放していない。2005年内に政府が開放した約15人の学生と政治囚は、全員が刑期を超えて収監されていた。

f. プライバシー、家族、家庭または通信に対する恣意的な干渉

撤廃された1974年憲法は、プライバシーに関する権利を規定していなかった。そのため、当局は日常的に国民のプライバシーを侵害していた。政府は、謀法諜報機関のネットワークと行政手続きにより全国民の移動を組織的に監視し、多くの国民特に政治的活動家の活動と詳細に監視している。

裁判所の令状なしの強制立ち入りは合法である。登録住居以外の場所に宿泊する場合は、法律により事前に警察に届け出なければならない。また、居住者でない人を宿泊させる家庭は、法律に従い来客リストを作成し警察に提出しなければならない。この法律は選択して執行されていたが、4月に Mandalay で、5月7日に Rangoon で爆弾事件が起きた後は、執行回数が増えた。治安部隊は2003年5月の Depayin 襲撃の後と、同年に Rangoon で起きた爆弾事件の後は国民の監視を著しく強化した。区 SPDC の当局者は、不法な訪問者がいないかチェックするため夜間抜き打ち検査の回数を増やした。長期間拘束されていた政治囚 U Htwe Myint 氏は、解放されてから3ヶ月後の3月18日に、葬式のため兄弟の家に1泊することを報告しなかったとして再逮捕され、禁固14日間を宣告された。

治安部隊は、日常的に私信や電話を検査し、通常は保護されている通信も監視していた。2004年6月、外国の調査チームは、同国駐在大使の会議室で盗聴装置を発見した。2003年には、UNSRHR が、刑務所の面会室で政治囚との面会中に、盗聴器を発見している。

当局は、一般的に国民が外国の刊行物を直接定期購読することを妨害し続けている(セクション 2.a 参照)。

政府は、すべての双方向電子通信機器を管理し、監視を続けていた。未登録の電話機、ファックス、コンピュータ用モデムを所有すると、禁固刑を受けた。例えば、未登録のコードレス電話を国内で使用すると禁固3年の刑と多額の罰金が課された。

私有財産権が弱く、完全な土地所有記録がないことも、政府による強制移転を容易にしている。法律では、土地の私的所有を認めていず、土地利用権の種類を規定しているだけで、その多くは自由に譲渡できない。植民地期後の土地法も、「土地の私有権は生産的に使用すること」を条件とする植民地支配以前の慣行を復活させたものだった。

数十年にわたる軍事政権は、武装民族組織の支援を断ち切るため、少数民族に対して強制移住政策を取ってきた。このような強制移住は2005年の間も続いた。強制移住に伴い、強姦や処刑だけでなく、村や軍のインフラを整備するための強制労働への徴用も起きているという(セクション1.c、1.e および2.d 参照)。10月4日には、Shan州南部の村WanzanとKoonkiengの約100世帯に対してLaikha郡Wanpongに移動するように命じた。これはSSA-Sを地方住民から引き離すためだった。

都市部における強制移住の報告は減少したが、政府は「治安上」の理由から住民の強制移住を続けているとされる。Rangoonでは、商業に使用できる土地にあった家屋から住民を強制的に立ち退かせている。場合によっては、強制移住に対する補償金がほとんど支払われなかった。2004年には、Rangoonの少なくとも2ヶ所で、そこに住んでいる退職公務員に対して、2005年までに転居するよう政府が通知している。しかし2005年末の時点では、まだ自宅に住み続けていた。11月には、公務員に対して新しい政治首都Pyinmanaへ単身赴任することを命じた。

国軍兵士が、強制移住させた人や家から離れている人から財産や所有物を略奪し没収しているという報告は数多くあった。これらは、軍施設の建設に使用されることが多かった。外交団によれば、所有者に補償金を払わずに自家用車を軍用またはVIP移動用に徴発することも、国内で広く行われているという。特にShan州、Kayah州およびKaren州、並びにMon州とBago管区付近で多発しているという。

これらの地域では、数千人もの村民が生まれ育った村(焼き払われることが多い)から立ち退かされ、戦略地域内でSPDC軍が厳重に管理する場所へ移動させられている。追い出さ

れた村民が森に逃げ込む場合もあるが、そこは地雷が多数敷設されており、十分な食糧、治安、基本的な医療を得られないことが多い。

強制移住は、隣接国または無法地域への難民の大移動を引き起こす。地域によっては、政府が元の住人を追い出しビルマ少数民族を移住させた。また軍が Karen 民族を DKBA が支配する地域へ強制移住させたり、させようとしていた例もあった。

政府は、補償金を支払わずに財産を没収する権利を持っている。未確認だが信頼できる報告によればこのような強制没収は国内全体で起きているという。例えば 11 月には、Rakhine 州 Buthitaung 郡に新しい「モデル村」を建築していたという信頼できる報告があった。仮解放された囚人 80 人とその家族が、国軍が村民から補償金を支払わずに没収した 200 エーカー(約 809,200 m²)の土地に移された。2004 年 3 月には、政府が、アジア横断高速道路プロジェクトで使用するため、Chin 州の土地から住民を立ち退かせ、土地を没収した。2004 年 7 月には、国軍が、軍用建物を新築するため、Mon 州 Ye 郡の 150 世帯の土地を収用した。2003 年の外交監視団の報告によると、政府は Rangoon 郊外のコンドミニアム建築のため、墓に埋葬されていた親族の遺体を掘り出すように遺族に命じた。

政府が農民を虐待し搾取しているという報告がいくつかなされている。2005 年の間、国軍は Mon 州の農民から土地を没収し続けていた(セクション 4 参照)。2004 年 1 月には、補償金なしで農地を没収したことに苦情を申し立てたため、Irrawaddy 管区 Letkhopin 村の 5 人の農民が当局によって拘束された。2004 年には、国軍が Mon 州の数千エーカー(1 エーカー=4,046.9 平方メートル)の農地を補償金なしで没収したという信頼できる報告もあった。また、Shan 州北部の農民がローンを返済できなかったためその土地を没収したとの報告がある。この農民は、その地域で栽培実績のない中国産ハイブリッド米を政府が植えるように要請したため、ローンで籾を購入していた。2003 年には、公務員が肥沃な数エーカーの農地を没収し、農民にはやせた土地を購入させてそこで生活を続けさせたという報告もあった。

国軍兵士も、家畜、燃料、食糧、養魚池、アルコール飲料、車、金銭などを日常的に没収していた。このような虐待は広範にわたって行われていた。地域司令官が住民から金銭、

食糧、労働力、建築材の提供を強要することは国内いたるところで行われていた(セクション 1.c および 6.c 参照)。

国軍も反政府武装組織も、国際人権法に違反して、子供を含む強制徴兵を行っていた(セクション 1.g および 6.c 参照)。

政府職員は、一般に政党に加入したり支援したりすることが禁じられていたが、この措置は選択的に適用されていた。政府の大衆動員組織である、USDA、ミャンマー女性問題連盟(MWAF : Myanmar Women's Affairs Federation)およびミャンマー母子福祉協会(MMCWA : Myanmar Maternal and Child Welfare Association)の場合、政府は威圧と脅迫によって、多くの人(ほぼすべての公務員と学生を含む)を加入させ、政府を支持する集会に参加させた(セクション 2.a 参照)。

ビルマ人の女性と外国人との結婚は公式に禁止されており、地方弁護士はこのような結婚の証人にならないよう命じられていた。しかし、この禁止令は施行されていなかった。

g. 国内外の紛争における過度の武力行使および人道法違反

いくつかの民族武装組織が、抵抗レベルは異なるが自治または独立を求めて軍と戦いを続けていた。例えば、チン国民戦線(Chin National Front)、ナガ民族協議会(Naga National Council)、アラカン・ロヒンギャ連帯機構(Arakan-Rohingya Solidarity Organization)、モン領土回復軍(Mon Land Restoration Army)、SSA-S、KNPP、KNU の武装部門であるカレン民族解放軍(KNLA : Karen National Liberation Army)などである。最大勢力の KNU は、2003 年に政府と和平交渉を開始し、一時的停戦に至った。しかし、信頼できる報告によると、雨期が明けた 2004 年 9 月には、Karen 州内の村への攻撃が再開されているという。2005 年を通してビルマ国軍部隊と KNLA 勢力との間で何回かの銃撃戦があり、9 月には Bago 管区 Taungoo 町区から数マイル(数キロメートル)離れた場所でより大規模な戦闘が起きている。

4 月には、シャン州民族軍(Shan State National Army)が、SSA-S と同盟を結んで民族反抗組織として復帰し、政府との停戦合意を破った最初の停戦組織となった。

信頼できる報告によれば、7月11日、子供を含む27人のカレン人の村民が KNU と同盟を結んだ容疑で逮捕された後、ビルマ軍によって虐殺された。殺された村民は強制移住させられた際に、Tanintharyi 管区の Palaw 郡の海岸に近い島内の密林に逃げ込んでいた。

信頼できる報告によれば12月23日、ビルマ国軍第426大隊と第428大隊が Kayah 州 Hee Gaw Ber 村の26戸を焼き払い、610人の住民は追い出されて隠れ住むことになった。

2004年11月、信頼できる報告によれば、Bago 管区 Nyaunglebin 県 Shwegyin 郡のカレン人が住む村を国軍が襲撃し、家と備蓄米を焼き払った。推計で2万バスケッ(1バスケッは9ガロン、約681,300リットル)の水穂がだめになった。4,781人もの村民が強制的に立ち退かされ、帰ることは許されなかった。襲撃は2004年末に停止されたというが、立ち退きを強制された村民は村があった場所に3個の軍駐屯地を新築するため強制労働を課され、強制立ち退きはなお続いていた。

2004年11月と12月には、信頼できる報告によると、Bago 管区 Taungoo 県の住民を国軍が襲い、3千人を超える住民が立ち退きを迫られた。報告によれば、住民は KNU の旧支配地へ通じる道路を建設するため、強制労働に徴用されたという。このプロジェクトは2005年の間も継続しており、これらの地域では8月にも国軍と KNLA の間で戦闘が起きていたという。

信頼できる報告によれば、Bago 管区 Nyaunglebin 県北部の Mon 郡の村民が自宅を破壊させられ、Mawdalaw に軍キャンプを新築するため強制徴用されたという。建設は2005年の間続いていた。

また、信頼できる報告によれば、2005年は年間を通して、Kayah 州住民に対する攻撃が続いたという。国軍部隊は、Bago 管区 Taungoo 県と Karen 州北部の Papun 県に逃げ込んだカレンニー避難民を追跡し続けた。

紛争地域やその他の少数民族の居住地域では強姦事件も続いていた。5月から6月にかけて少なくとも4件の国軍による強姦事件が、モン族リーダーからビルマ軍に報告されていた。そのうち1件では、強姦された14歳の女子生徒の教師が Ye 郡の大隊長に訴えた。この事件は軍事裁判にかけられ、兵士は禁固7年が宣告された。エラー! リンクが正しくあ

りません。は、その後、村民に対して、自分の娘達に対する監督を怠っていると叱責した。
それ以外の3件については、どうなったか報告されていない。

7月、Rakhine 州 Ponnagyun 郡の24歳の女性が、Kyanung Taung 警察署の Shwe Aye 署長に強姦されたと訴えた。彼女は地元警察に届けを出し、郡平和開発評議会(Township Peace and Development Council)に訴えたが、2005 年末の時点では、何の調査も行われていなかった。9月8日には、Kyaun Thaya 海軍基地の上級曹長 Thein Shwe が Rakhine 州 Myebon 郡の小学校教師を強姦したという。しかし、当局はその家族が告訴して騒ぎたてることがないように圧力をかけた。

2004 年1月、タイに拠点を置くモン人権基金(Human Rights Foundation of Mon Land)が、2003 年に Mon 州南部で始まった民族の反逆を鎮静中、ビルマ軍兵士が5件の強姦を行ったと発表した。この報告書では、住民女性の強姦はビルマ軍部隊が常習的に行っており、特に第299 軽歩兵大隊は毎日3名の住民女性を基地で労働させた後、強姦していることも明らかにしている。これらの事件は文書に記録されているが、政府は調査を行わず報告書に対する正式回答もしていない。

キリスト教世界連帯(Christian Solidarity Worldwide)は、2004 年4月、Shan 州の1女性が、タイ国境近くでビルマ軍兵士によって集団強姦を受けたと報告している。

複数の NGO の報告によれば、ビルマ軍兵士が2003 年に Shan 州をはじめとする少数民族地域で多数の女性を強姦した。例えば、Shan 州で隊長が20歳の女性を強姦し、その間他の兵士がその夫を取り押さえていた。女性とその夫は後で地元の SPDC 当局に訴えたが、何の措置も取られず、逆に身の危険を感じてタイ国境を越えて逃げた。また、2003 年には、隊長と20人の兵士が Shan 州の1女性を集団強姦した。その後、隊長は強姦を通報すれば、村長および村民を罰すると脅した。政府がこれらの人権侵害を調査したという情報はない。

Shan 州中部と南部では、治安部隊が SSA-S と交戦を続けていた。国軍は、これらの地域で村民の強制移住を続行しており、住民の殺害、強姦、その他の人権侵害も発生しているという。

カレン人 NGO の消息筋によれば、和平交渉は断続的に行われているが、2005 年における Karen 州の人権侵害は増加していた。Bago 管区 Taungoo 西部と Nyaunglebin 郡で、ビルマ国軍と KNLA 軍との間で衝突があったという報告がある。Taungoo 東部の幹線道路は 13 マイル(20.8 キロメートル)行った先が 9 月の数週間通行止めになった。大勢のカレン人の村が襲撃を受け、家を焼き払われ、数百人の村民は最低限の必需品を持って森へ逃れた。

以下の事件については 2003 年から何の進展もなかった。1 つは、ビルマ国軍と DKBA の混成部隊が Pa-an 郡 Noeaw-lar 村の 1 住民を逮捕し、拷問した事件である。住民が逃亡すると、部隊はその母親から \$450 (450,000kyat) と雌牛 1 頭を取り上げた。2 つめは、国軍兵士らが、Sha-zi-bo 村の住民から \$200 (200,000kyat) 相当の食糧を取り上げ、Zi-pyu-gon 村の 1 女性を誘拐した事件である。女性が解放されたかどうかは不明のままである。3 つめは、Nyaunglebin 県で国軍兵士が Kyauk-kyi 郡 Thaw-nge-doe 村の 1 男性を銃殺し、身につけていた \$50(50,000kyat) を奪った事件である。

2003 年には、国軍兵士が Na Bue 郡の村民を武器や補給品の運搬役として強制徴用し、軍に代わって地雷の除去に当たらせたとされている。このため多くの村民や囚人が地雷の爆発で死亡または負傷している。

政府は、Mandalay の Zaygyo 市場で 4 月に起きた爆弾テロ、5 月 7 日 Rangoon の高級街区で起きた 3 件の連続爆弾事件、および 2004 年と 2005 年に Rangoon で起きた同様の小規模爆弾事件について、タイに拠点を置く亡命組織を非難した。政府報告によれば、反政府武装組織が 2003 年に残酷な虐待を行ったという。例えば、2003 年に Bago 管区 Phyu 郡の映画館を爆破し 50 人を負傷させたとして KNU を非難した。KNU 側は関与していないとしている。国連児童基金(UN Children's Fund)、AI およびヒューマンライツウォッチ(Human Rights Watch)は、国軍だけでなく反政府武装組織も子供兵士を徴用していると報告している(セクション 5 参照)。

セクション 2 以下を含む国民の自由の尊重

a. 言論および出版の自由

法律は、政府が言論の自由および出版の自由を制限することを認めている。2005 年の間、政府は実際にこれらの自由を厳しく、組織的に制限し続けていた。政府に批判的な政治的意見を表明したり、反体制的な意見を掲載した出版物を配布または所持したりすると、逮捕して拘束し、起訴し投獄することを続けていた(セクション 1.d および 1.e 参照)。治安部隊も、反体制的意見を持っていると思われる人物を監視し、嫌がらせをした。

言論の自由に対する法的制約は、1996 年に政府が「国家の安定を損なう」言論や表明を禁止する命令を発行して以来強化されている。国内のいたる地域で、1990 年総選挙の当選者を含めすべての人および政党党首が人々の前で政府批判を行うことをやめさせるために政府は暴力を引き続き使用していた。政府は、この方針を例外なしに一貫して守っていた。

1 月 2 日、Zaw Thet Htwe 氏を解放した。彼は、スポーツ雑誌「*First Eleven*」の 4 人の編集者と共に政府転覆計画に関与したとして 2003 年に逮捕されていた。しかし、国内スポーツの腐敗を暴露する記事を掲載したために逮捕されたと推測する見方もあった。政府は、3 人の編集者を解放したが、元学生リーダーである Zaw Thet Htwe 氏と、1990 年選挙で当選し投獄されている NLD メンバーの娘である Soe Pa Pa Hlaing 氏は解放しなかった。2003 年後半、政府は Zaw Thet Htwe 氏に死刑判決を下し、Soe Pa Pa Hlaing 氏を解放した。2004 年 5 月、政府は死刑判決を禁固 3 年に減刑した。

12 月 13 日、3 人の政党代表が内務省に呼び出され、そこでほぼ 1 日拘束された。彼らは、ラジオのインタビューで憲法問題に触れたことを咎められ、NC の進捗状況について論じることが法律に違反していることを改めて確認させられた。

NLD は、政治改革に関して実質的な対話を求め続けており、政府の政策や行動を公に批判していた(セクション 1.a および 1.d 参照)。2004 年 7 月、NLD は、Aung San Suu Kyi 氏と U Tin Oo 氏の解放、および党事務所の再開を求めた SPDC 宛て書簡への署名集めを行った。2004 年 8 月、当局は 9 人の NLD 支持者を逮捕し、長期の禁固刑を宣告した。2004 年 11 月、Danubyu 郡当局は 3 人の NLD メンバー(U Han Sein 氏、U Than Htut 氏、U Win Maung 氏)を罪状なしで 2 週間拘束した後、違法に「冊子を配布した」容疑で起訴した。しかし、冊子は合法的に印刷され、NLD 本部で封筒に入れて封をしてあった。したがって、3 人は集会と運動の権利を制限する国家法秩序回復評議会(State Law and Order Restoration

Council)命令 3/90 に違反したという別の容疑で審理され、約 1 週間分の給料に相当する\$5 (5,000kyat)の罰金か 2 ヶ月の禁固を命じられた。3 人は罰金を支払い、解放された。その後、管区裁判所に上訴したが、2005 年末の時点では裁判所は判断を示していなかった。

多くの著名な作家やジャーナリストが、政治的意見を表明したとし拘束されたままである。パリに拠点を置く非政府組織(NGO)国境なき記者団(Reporters Sans Frontieres)によれば、2005 年末の時点で、16 年以上拘束されているHanthawadyのU Win Tin氏を含め少なくとも 6 人のジャーナリストが拘束されている(セクション 1.c参照)。他に拘束されているジャーナリストは、[Thaung Tun](#)、[Than Win Hlaing](#)、[Monywa Aung-Shin](#)、[Ne Min](#)および[Lazing La Htoi](#)の 5 氏である。2004 年 5 月、裁判所は、元BBC記者Ne Min氏に対して、タイに拠点を置く亡命組織に情報を渡したとして禁固 15 年を宣告した。政府検閲委員会は、拘束者が刑務所で書いたものを出版・配布することを禁止している。

拘束されているジャーナリストの中に 2005 年中に解放された人がいるかどうかは不明である。

政府はすべての日刊紙、国内のラジオ・テレビ放送設備を所有し、管理していた。これらの公式メディアは、政府の宣伝機関であり、政府に反対する意見は、その意見を批判する場合を除いて通常は報道しなかった。唯一の例外が「*Myanmar Times*」紙である。これは、Rangoon 在住の外国人向けに英語とビルマ語で発行される週刊紙である。この新聞の共同所有者 U Myat Swe(Sunny Swe)氏とその父親で国軍情報部局長室(OCMI : Office of Chief Military Intelligence)の元職員である Thein Swe 准尉は、2004 年 10 月前首相 Khin Nyunt's 氏の放逐に続いて逮捕された。政府は、Myat Swe 氏の妻であり大衆紙「*Myanmar Times*」の主要株主である Yamin Htin Aung 氏に、持ち株を政府系発行者に売却するように圧力をかけた。「*Myanmar Times*」は検閲を受けており政府の宣伝紙だったが、時には国連やその他海外組織による政策の批判も報じていた。

民間出版企業による出版物は、すべて出版前に政府検閲委員会による検閲を受けていた。検閲機関の承認を得るのに時間がかかることもあり、民間のニュース雑誌は、通常週単位で発行されている。しかし、政府は週刊誌については事前検閲を免除する譲渡可能な証書を発行している。この結果、タブロイド版週刊紙が急増した。2005 年には政府が報道審査

委員会(Press Scrutiny Board)を組織替えした。同委員会はそれまでは内務省の管理下にあったが、情報省が管理することになり、発行者の免許手順を新たに規定した。新規免許は、政府縁故者に与えられた。政府は、すべての地元刊行物に対して、反政府運動およびその支持者を批判する記事を掲載することを命じた。この結果、自己検閲が促され、国内の政治ニュースや、政府が神経を尖らせている経済・政治の話題は通常扱わなくなった。

輸入出版物は、基本的に配布前に政府検閲委員会によって検閲を受けていた。また政府検閲委員会が承認していない出版物を所有することは重大な法律違反となった。政府は、外国のニュース雑誌の合法的な輸入を制限しており、外国刊行物の定期購読を妨害した(セクション 1.f 参照)。しかし、外国語の新聞は Rangoon 内で購入できた。外国語の新聞や雑誌の中には検閲を受けずに流通しているものもあった。

政府は、外国のジャーナリストに対してほとんど査証を発行しなかった。ただし、例外として 2 月と 12 月の NC 再開時に査証規制を緩和し、主要通信社の一部の特派員に査証の申請を積極的に勧めた。2004 年までは、当局は旅行者として入国したジャーナリストの一部を拘束し、国外退去させていた。2005 年の間にはそのような措置を取らなかった。2005 年には、政府が何回か記者会見を開き、Rangoon で起きた 5 月の連続爆弾事件を含む政治的問題に関する見解を述べた。また、国際労働機関(ILO : International Labor Organization)を批判した。国際的報道機関のビルマ代表は参加を認められていた。

貧困が蔓延し、読み書き能力が低く、インフラ整備が遅れているため、最も重要なマスメディアは相変わらずラジオであった。ニュース専門の定期刊行物は、都市部以外ではほとんど見かけなかった。政府は、国内の 2 つのラジオ局を独占し、放送内容を管理し続けた。ラジオフリーアジア(RFA : Radio Free Asia)、Voice of America、BBC および Democratic Voice of Burma などの海外放送局が、検閲を通さない情報の主な供給源であった。

7 月 4 日と 5 日、当局は Bago 郡の NLD メンバー Hla Myint Than 氏ほか数名を逮捕した。容疑は、ティーショップで RFA と BBC のビルマ語放送を聴き、ニュースについて討論していたことである。Hla Myint 氏を除き全員が 7 月 6 日に解放されたが、その後「非合法組織(ビルマ自由労働組合連合(FTUB : Federation of Trade Unions of Burma))」と接触し、衛星携帯電話を所持し、FTUB に強制労働に関する情報を提供し、タイへ非合法に出国したと

して別の 2 人と共に再逮捕された。彼らは 11 月 11 日 Insein 刑務所で長期の禁固刑を宣告された。7 人は禁固 8 年、Bago の Win Myint 氏は禁固 17 年、同郡 Wai Linn 氏は禁固 25 年だった。2005 年末の時点で、全員拘束されたままだった。そのうちの 1 人 Aung Myint Thein 氏は、11 月 5 日刑務所で死亡している。死因は不明である(セクション 1.a および 6.c 参照)。

政府は国内のすべてのテレビ局を独占し、厳しい管理下に置いている。チャンネル数は国軍放送を含め 3 つである。一般国民は衛星テレビ受信機を有料で登録できる。非合法的な衛星放送も受信できたが、貧しい人の大多数は衛星テレビ放送に手が届かないままだった。テレビ・ビデオ法(Television and Video Law)により、国家検閲委員会の承認を得ていないビデオテープの公開、配布、所持は刑事犯罪になった。政府は、2005 年内に、政府は未検閲の外国製ビデオテープと DVD を押収して破棄し、多くの民間販売業者は閉店した。

政府は、すべての文化行事を厳しく監視し、検閲している。9 月には、韓国のポップスグループが大きなコンサート会場を使用する許可を取り消し、小人数しか入れない小さな会場でコンサートを行わせた。政府は、電子メディアへのアクセスも組織的に制限していた。コンピュータ、ソフトウェア、関連した通信機器はすべて登録が必要であり、未登録機器の所持は禁固刑を受けた(セクション 1.f 参照)。

7 月 8 日には Mon 州 Thanbyuzayat 郡でモン文学文化委員会(Mon Literature and Culture Committee)の議長 Nai Sein Aye 氏が逮捕された。同組織は、Manuha 旧モン王の退位と、Mon 州の古代首都 Thaton をビルマが取り戻したことを記念する行事を主催していた。同組織は 1948 年に創設されていたが、解散を命じられた。Nai Sein Aye 氏は 2 ヶ月後に解放された。

8 月 26 日には、塾講師であり NLD 支持者でもある Aung Pe 氏が、私塾法(Private Tuition Act)違反で禁固 3 年を宣告された。彼は 2 月 12 日に、教え子に国民的英雄である Aung San 將軍の生涯について講義し、將軍を讃える歌を唄ったとして逮捕されていた。

2004 年 10 月までは、元 OCMI が、よく知られる国内の 2 つのインターネットサービスプロバイダー(ISP)のうち契約数の多い方を運営し、検閲付きのインターネットサービスを有料で提供していた。2004 年 10 月以降は、国軍通信部隊と通信郵便電信省(Ministry of Communications, Post, and Telegraphs)が ISP を管理下に置いた。インターネットカフェはい

くつかあるが利用料が高かった。政府は World Wide Web へのアクセスも制限しており、民間の無料メールの利用も禁止していた。さらに、政府は電子メールによるすべてのやりとりも監視していた。

政府は学問の自由も制約していた。大学の講師や教授も、他の公務員と同様に言論、政治的活動、出版の自由が制限されたままだった。教育省(Ministry of Education)は、日常的に教員に対して政府への批判を控えるよう警告していた。また、仕事中に政治について論じないように指示され、政党への加入や支持を禁じられ、政治活動への参加も禁じられていた。また、外国人と会合する場合には、事前に承認を得ることを要求された。すべての公務員と同様に、教授および講師は、政府の大衆動員組織 USDA への加入も要求された。すべての教育機関の教員はその学生の政治的活動に責任を負わされていた。外国人は、事前に許可を得なければ大学構内に立ち入ることができず、卒業式を含めどのような会合にも出席することは認められていなかった。

近年、政府は数々の手段を使用して学生が暴動を起こさないようにしている。学部キャンパスは郊外へ移され、教員や学生は騒動を起こすと厳しく罰せられると警告され、構内のほとんどの寮は閉鎖された。教育レベルが低下し、多くの学生が独習か私塾を頼らなければならなかった。政府は、開校している学校の周囲に必ず警備隊を配置し、夏休みであっても、厳しく監視していた。

政府は、限られた数しかない国内の私立教育機関とその履修課程を厳しく管理していた。同様の管理は、仏教の僧院学校、キリスト教の神学校と日曜学校、イスラム教神学校にも適用されていた。

b. 平和的な集会と結社の自由

集会の自由

法律は集会の自由を制限しており、政府は実質的に制限していた。法令は5人を超える未公認の屋外集会を公式に禁止していた。ただし、この法令は一貫して適用されているわけではなかった。2004年4月には、2003年5月の襲撃以来閉鎖されていた NLD の Rangoon 本部の再開が認められた。しかし、それ以外の NLD 事務所はすべて閉鎖されたままであ

り、本部建物以外で活動することはできなかった。NLD 以外に合法に登録されている 9 政党は、メンバーが会合する場合政府から許可を得ることを求められた。2005 年には、NLD の女性メンバー組織が Rangoon にある Shwedagon パゴダで毎週火曜日に礼拝を行うなど、政府の許可を得ずに NLD 事務所外で会合が持たれている。しかし、治安部隊は、これらの「非合法的な」活動を注意深く監視し、政治的な絵やスローガンが表示されたピン、バッチ、上着、シャツを着用しての参加を禁止していた。

政府は、1990 年総選挙の結果を受けた国会の招集を拒み続けていた。2 月 17 日、7 ヶ月休会した後に NC を再開した。この会議は、1990 年の選挙結果を「無効にし」、新憲法を承認する民主化ロードマップの一部である。ただし、政府は NLD やその他の民主化政党の参加を認めなかった。また、参加者が NC の外で討議内容を話すことを禁じ、かつ NC や憲法草案を批判すると厳罰に処すると脅した。NC は、3 月 31 日に休会し、12 月 5 日に再招集された。

前年までと異なり、政府当局は、NLD メンバーの代表団に対して殉教者の日(Martyrs' Day)」に Aung San Suu Kyi 氏の父親である Aung San 氏の墓への訪問を認めた。ただし、代表団に NLD メンバーとわかる衣類を着用して墓参しないように命令した。

政府は、宗教団体の集会を妨害することもあった(セクション 2.c 参照)。

結社の自由

政府は、結社、特に NLD メンバー、民主化支持者、亡命組織と接触した人物による結社を制限していた。2005 年には、国外の亡命組織(特に FTUB、NLD 開放地域(NLD-LA)、全ビルマ学生民主戦線(All Burma Student Democratic Front))と「非合法的に接触をした」容偽で、数件の逮捕、判決が行われており、拘束中に 1 人が死亡している(セクション 1.b、1.d および 2.a 参照)。政府は、何年にもわたって、1990 年総選挙の当選者を含む NLD メンバーを拘束し、役職の辞任を強要した。

AI の報告によれば、2004 年 1 月、政府は Dagon 大学の学生 7 人に対して 2003 年に非合法組織(スポーツクラブ)を結成したとして禁固 7～15 年を宣告した。

政府は、公務員に USDA への加入を強制し続けていた。中等学校および専門学校の学生は履修登録時に加入を強要された。また、熟練職人や職能団体メンバーにも USDA への加入を強要した。政府は、7 段階の民主化ロードマップを支持する大規模な USDA 決起集会を開催した。MWAF と MMCWA は、それぞれ女性に会議に出席し、組織に加入するよう強要した。最近の例では、12 月 15 日、Rakhine 州 Ponnagyun 郡で、郡当局が Aung Pru Byin、Padalike、Thayetcho、Yota Yoke、Pan Nila の各村の女性に、地元の女性団体が開催した会議への出席を命じ、そこで正会員になるよう圧力をかけていた。

これとは別の強制方法もあった。Chin 州 Tiddim 郡当局は、Tiddim 町の住民と周辺の 17 の村の村民に、3 月 21 日に SPDC メンバーである Ye Myint 中將が参加する Man Hsaung 吊橋の開通式典への参加を命じた。会場までの移動手段は公共でも民間でもなかったため、式典に参加するには 6 時間もかけて歩かなければならなかった。欠席すると罰金として \$1.5(1,500kyat)支払わなければならなかった。

一般に、結社の自由は、政府が承認した組織(産業団体、職能団体、USDA など)にのみ認められていた。非宗教的な非営利組織はほとんど存在せず、あったとしても政府の方針にしたがって活動するように特に注意を払っていた。公認政党は 10 個あったが、そのほとんどが解散寸前だった、2005 年には、当局が軍の支配を問題にした 3 つの反政府政党に嫌がらせと脅迫を行った。残る 7 個の公認政党は政策を支持することで、嫌がらせと脅迫から逃れていた。

c. 信教の自由

信教の自由を支持する憲法条項はない。登録している宗教の信者の大半は、概ねその信仰については自由だった。しかし、特定の宗教活動を制限し、他の宗教よりも仏教を奨励した。実際には、仏教僧が人権や政治的自由を擁護することも政府は制限していた。

政府の国内に広く配置された治安機関が、宗教団体を含む実質的にすべての組織に潜入したりその会合や活動を監視したりしていた。宗教に関する活動と組織は、表現や結社の自由が制限されていた。

宗教団体を含め実質的にすべての組織が政府に登録しなければならなかった。「純粋な」宗教団体は公式な命令では登録が免除されていたが、実際には登録しなければ、財産の売買や銀行口座の開設が認められなかった。したがって、ほとんどの宗教組織が政府に登録していた。また、政府は登録した宗教団体には、一部の公共料金を優遇した。公式な国教はなかったが、政府は多数派宗教である上座部仏教(Theravada Buddhism)を優遇してきた。例えば、政府は Rangoon と Mandalay にある 2 つの仏教系国立大学に資金を提供し続けた。また、2004 年 12 月には「世界仏教徒会議(World Buddhist Summit)」も開催されている。軍や公務員の昇進は、仏教徒であることが条件になっていた。

2005 年内に、宗教的暴動が起きたとの報告はなかった。

政府は、仏教僧団(サンガ : Sangha)を支配しようと努めていた。僧団のメンバーを「仏教にそむき有害な活動」をしたとして裁判にかけ、僧団に刑罰に基づく行動規範を課した。ビルマ政治囚支援協会(AAPP:Assistance Association for Political Prisoners in Burma)は、2004 年 11 月の報告で、僧侶と見習い僧合わせて約 300 人が投獄されていると推計していた。政府は、政府に反対した仏教僧を逮捕し拘束することに躊躇しなかった。2003 年には、Rangoon にある Mahagandayon 僧院の 26 人の僧が、軍幹部からの布施を拒否したとして、僧職を奪われ、禁固 7~18 年を宣告された。7 月 6 日、全員恩赦により解放された。さらに、政府は僧団に対して表現の自由や結社の自由も制限していた。例えば、僧団メンバーは、政治に関して説教することが認められていなかった。講話には政治的見解を示す語句や逸話が含まれてはならなかった。僧団のメンバーは、政治、政党、政黨員から距離を置いていなければならなかった。政府は、国家サンガ大長老委員会(State Clergy Coordination Committee すなわち Sangha Maha Nayaka Committee)の管理下にある 9 個の公認僧団以外の僧侶組織を禁止していた。また、すべての聖職者に対して、政党メンバーになることも禁じていた。

政府は、少数派宗教団体が宗教的建物を建築することも制限し続けていた。また、宗教教育や改宗活動(特に仏教からの改宗を積極的に推進しているキリスト教やイスラム教の教育や改宗活動)を制限していた。

9月2日、Kyauktada Pabedan 郡当局は、Rangoon の繁華街にある純福音アッセンブリー協会(Full Gospel Assembly Church)のリーダーに対して、居住地区であるためこれ以上礼拝を行うことはできないと告げた。信徒の大半はチン人であり、10年以上問題を起こさずにそこで集会を続けていた。その翌週、礼拝のためにホテルの1室を借りたが、ホテル側はそれ以降貸そうとしなかった。

Chin 州における宗教弾圧は 2005 年も引き続き報告された。チン人権団体によれば、1月にビルマ国軍が Chin 州 Matupi の丘の中腹にある 50 フィート(約 15 メートル)の十字架を破壊した。チン人のキリスト教徒は、十字架ではなく仏教寺院を強制的に建造させられたという報告もあった。

国内のほとんどの地域で、キリスト教とイスラム教の団体が、脇道や目立たない場所に小さな教会・モスクを建てることは可能だったが、地元当局から承認を受ける必要があった。これらの団体によれば、正式な要請に対する返答はかなり遅れ、たいていは却下され、上部機関によって決定が取り消されることもあったという。2004 年 6 月には、チン人権団体が、Chii 州南部にバプテスト教会を新築することを認めた地方指揮官の決定を、上位の軍幹部が取り消したと報告している。

政府は、公的機関の上位役職においても非仏教徒を差別していた。SPDC、閣僚、軍隊の上位階級に非仏教徒はいなかった。イスラム教徒が軍役に就くことを積極的に妨害し、昇進を望むキリスト教徒またはイスラム教徒の軍人には仏教への改宗を勧めた。Chin 州などの少数民族の居住地域については、SPDC が国軍兵士に金銭的援助と昇進をたてにキリスト教徒であるチン人女性との結婚を奨励し、女性にビルマ語を教え仏教徒に改宗させているとの報告があった。

政府は、すべての僧による改宗行為を妨害した。一部のキリスト教派やイスラム教などの福音伝道型宗教は、このような制約によって最も影響を受けた。1960 年半ばにほぼ全員の外国人宣教師が国外に追放され、ほぞすべての私立学校と私立病院が国有化されて以降、政府は外国の伝道組織が国内で布教活動することを通常認めていない。

当局は強制的な改宗作戦をやめたようだが、他の手段を使用して非仏教徒を仏教徒に改宗させていることを示す証拠は相変わらず存在していた。チン人のキリスト教徒は、仏教系

学校や僧院へ行くよう圧力をかけられ、仏教に改宗するように促された。2004年4月、亡命したチン人権団体は、地元当局がチン人の15人の牧師に仏教の新年行事に出席し、ビルマ仏教徒との「連帯」を示すよう強要したと報告している。また、同人権団体は、地元当局が、チン人のキリスト教徒の子供を仏教僧院に入れ、そこで宗教教育を行い、親の認知なしにまたは同意を得ずに仏教に改宗させたとしている。報告によれば、政府は、Sagaing管区のナガ人を同様の方法で仏教に改宗させているという。

宗教関連出版物も、管理され、検閲対象だった(セクション 2.a 参照)。聖書もコーランも輸入できなかった。ただし、政府の許可を得れば、その地方の言語で聖書を出版できた。大半のイスラム教徒はコーランを翻訳することに反対しているが、希望すれば、ビルマ語だけに限ってコーランを翻訳することができ、出版規制委員会(Press Scrutiny Board)の許可を得た後に限り出版し、配布できる。

国民および永住者は、政府発行の国民登録証を携帯することを要求されていた。この登録証には、宗教や民族が記載されていることが多かった。登録証に宗教を表示するかどうかについては一貫した基準はないように思われた。国民は、パスポートなどの公式申請書にも宗教を記すよう要求される場合があった。

社会的な虐待と差別

2005年には、Rangoon と Arakan 州で、イスラム教徒と仏教僧の小競り合いがいくつか報告されている。最も深刻だったのは、1月に Arakan 州 Kyauk Pyu で起きたものである。数日にわたる暴動で2人のイスラム教徒が殺害され1人の仏教僧が重傷を負った。一部のイスラム組織は、政府が「分割統治」戦略のために仏教徒とイスラム教徒の間の緊張を高めようとしたと非難した。2004年5月には、Tanintharyi 管区 Kyun Su 郡で仏教徒である村民が14戸のイスラム教家族を襲撃し、財産を破壊したと報告されている。

Rangoon には、シナゴグ(ユダヤ教会堂)が1つあった。わずか8家族がユダヤ教の礼拝を行っている。ユダヤ社会を規制する法律は存在していなかった。

詳細は、[2005 International Religious Freedom Report](#)を参照のこと。

d. 国内移動、海外旅行、国外移住、送還の自由

政府は移動の自由を制限していたが、大半の国民は国内を自由に移動することができた。ただし、イスラム教徒は Rakhine 州を出入りし同州内で移動するイスラム教徒や一部の反政府政党员などいくつか例外はあった。しかし、国民の移動は監視されており、行先を地元当局に届けることが義務付けられていた(セクション 1.f 参照)。武力紛争地域の移動は制限されていた。また、国民は恣意的に移住させられていた。当局は、NLD メンバーが党の任務で Rangoon に出かけた場合、市内に宿泊することを禁じていた。

NLD の 2 人のリーダー Aung San Suu Kyi 氏と U Tin Oo 氏は自宅軟禁状態におかれ、他の反政府派リーダーの移動の自由も厳しく制限されていた。2003 年初め、政府系団体が Rangoon 外を移動する反政府民主化政党メンバーに対する嫌がらせを強め、2003 年 5 月ついに襲撃事件を引き起こした。その結果、生存者の大半が逮捕、拘束され、最終的には解放された(セクション 1.d 参照)。政府は少数民族のリーダーの移動を厳しく制限し続けており、国内を移動する前に政府から許可を得ることを要求していた。

Irrawaddy 管区のカレン人居住地域など、以前は紛争の影響を受けていた少数民族の居住地域では、多数の軍検問所が設置され、MAS や国軍守備隊による監視が行われるなど、個人の移動は厳しく制限され続けていた。国境地帯の検問所では、「非公式な税」すなわち賄賂が要求されていた。Rakhine 州では、イスラム教徒だけがさまざまに管理され、検問所で取り調べられた(セクション 5 参照)。

バングラディッシュ国境に近い Buthitaung 郡、Kyaukdaw 郡、Maungdaw 郡および Rathetaung 郡のイスラム教徒のロヒンギャ少数派は、完全な市民権を与えられていず、その移動は厳しく管理されていた。他の外国人(南アジアや中国の少数民族)も、国内を移動する前に許可を得ることを要求された。にもかかわらず、中国、タイ、バングラディッシュ、インドとの国境は警備が行き届かず、おびただしい数の不法移民や商人が行き来していた。

一般国民が国外に移動する場合、3 種類の書類、内務省(Ministry of Home Affairs)発行のパスポート、財務・歳入省(Ministry of Finance and Revenue)発行の収入証明書および移民人口省(Ministry of Immigration and Population)発行の出国証明書(departure) が必要である。人身

売買問題に対応するため、政府は書類手続きを厳しくし、女性、特に 25 歳未満の女性の国外渡航を妨げたり制限したりしている。

2004 年 8 月には、新しいパスポート手続きが有効になり、国民は帰国後も有効期限内(短期滞在では 1 年間、被扶養家族については 3 年間、就労では 4 年間、商用渡航では 1 年半)はパスポートを手元に置いておくことができるようになった。2005 年 1 月には、政府が、新規パスポートは申請から 1 週間以内に発行すると発表した。しかし、実際にはパスポートを申請してから受け取るまで数ヶ月かかることが多かった。早く処理してもらうための賄賂の提供を渋った場合は特に時間がかかった。

政府は、パスポート所持者全員について、その後予定されている渡航先を注意深く調査していた。パスポートや出国査証の発行管理は厳しく、腐敗が蔓延する結果になった。申請者は、年間給与に相当する \$300(300,000kyat)もの賄賂を支払うよう強要されたからである。パスポート申請を審査する委員会は、政治的理由で発行を拒否していた。大学卒業生がパスポートを取得した場合(特定の公務員を除く)は、教育にかかった経費を政府に返還するため、手数料を払うことを要求された。

合法的に国外移住した国民は、親類を訪ねるための帰国が通常の場合認められていた。また、非合法に海外に居住し外国籍を取得した者も帰国できる場合があった。

政府は、Rangoon で生活する外交官や国連職員に対して、Rangoon 外への移動規制を緩和し、指定された観光地へ事前に許可を得ずに出かけられるようにした。それ以外の移動には、すべて事前の許可が必要だった。ICRC 職員については、事前許可を不要とした。また、政府は外交官を除くすべての外国人と住民に対して、出国申請を要求していた。

非居住外国人が国内の一部地域へ移動する場合の制限も緩和された。政府は、団体旅行者に対する「到着時発給査証(visa on arrival)」制度も発足させている。ただし、インターネットで事前に査証を申請しておく必要があった。ビルマ大使館は、有効期限 1 ヶ月の観光査証を申請から 24 時間以内に発行している。ただし、人権擁護者、ジャーナリスト、外交官、政治家など特定の分類に該当する場合は、政府が容認するスポンサーによる後援があるか政府が認めた目的で渡航する場合を除いて、入国査証の発行は拒否されていた。

撤廃された 1974 年憲法は、国外追放を規定していなかった。また、政府も国外追放処分を通常行っていなかった。しかし、仏教尼僧 Daw Thissawaddy 氏に国外へ去るように与えた圧力は、国外追放と同じだった。

政府は他国から送還されたビルマ国民を受け入れる法的手続きを確立していなかった。しかし、これまでも、タイから送還された非合法移民数千人を受け入れており、タイに避難しているカレン人難民の今後の帰還について国際組織との予備折衝を開始している。

嫌がらせ、抑圧の恐れ、社会経済情勢の悪化により、多くの国民がビルマを去り隣接国やさらに遠い国に移住することを強いられている。少数民族や宗教組織が居住している国境地域では、政府が実質的に強制労働の徴用、土地の没収、食糧・金の強制徴用、強制移住を続けていた。2005 年の間、信頼できる報告によれば、治安部隊が Bago 管区 Nyaunglebin 県の村落を焼き払い、村民が戻ることを禁止していた(セクション 1.g 参照)。

これらの政策により、タイ、インド、マレーシア、バングラディシュなどの隣国への数十万人の難民が生まれた。UNHCR の報告によれば、2005 年末の時点で、3〜4 万人のチン人難民や出稼ぎ労働者がインド側国境で劣悪な状態で生活していた。また、イスラム教徒のロヒンギャ約 2 万 2 千人が Rakhine 州から逃れバングラディシュ側の 2 つの公式キャンプで生活しており、6 千人以上がバングラディシュの Teknaf 近くの不衛生な非公式難民キャンプで生活しているという報告もあった。さらに、信頼できる筋によれば、10 万人を超えるロヒンギャ非合法移民がバングラディシュ南東部の Cox's Bazaar 近くに住み着いているという。

Rakhine 州に戻ったロヒンギャイスラム教徒は、逃亡者という汚名は着せられていないが、ロヒンギャとして差別されていた。帰国者によれば、移動、経済活動、教育、出産・死亡・結婚の登録に関して制約を受けたという。2005 年には、州外の大学や医科大学などに入学を認められた Rakhine 州の多くの若いイスラム教徒が、移動規制により入学できなかった。

2004 年 2 月には、国連難民高等弁務官事務所 (the office of the UN High Commissioner for Refugees) に対して、これまで立ち入りを制限していた Karen 州、Mon 州、Tanintharyi 管区(タイ国境側)に調査チームを送ることを認めた。政府は UNHCR に協力し、現在タイに居住している避難民の一部または全員を村落が受け入れる計画を開始するため、初めての

視察訪問を認めた。UNHCR は、2 月に、タイからの避難民を受け入れるのに適切な状況にないと報告した。4 月、政府は理由を説明せずに、UNHCR がこれらの地域への訪問を続ける許可を撤回した。2005 年末の時点では、UNHCR の現地職員がタイ国境近くの地域を訪れることを許可した。

国内難民(IDP)

ビルマ国内には多数の IDP がいた。タイ側の NGO によれば、2005 年末の時点で、50 万人を超える IDP がいたという。

2005 年には、SPDC と KNU の間で断続的に平和交渉がなされたにもかかわらず、国軍は数千人の村民を虐待し続け、追い出した。特に Karen 州、Kayah 州および Shan 州での軍事作戦時に虐待していた(セクション 1.f 参照)。Christian Solidarity Worldwide(CSW)やタイ側 NGO によれば、2004 年始めに、5 千人を超すカレン人とカレンニー人が、国軍の攻撃により Karen 州と Karenni 州堺地域から追い出されたという。CSW は、国軍と同盟組織のカレンニー連帯機構(Karenni Solidarity Organization)が襲撃を開始し、Karen 州境に居住する千人を超すカレンニー村民を追い出したという報告もしている。

カレン人団体によれば、Karen 州における軍事攻撃は 2004 年 2 月に停戦したという。しかし、信頼できる報告によれば、2004 年 9 月には Bago 管区 Taungoo 近くのカレン人居住地に対して新たな襲撃が始まり、2005 年も続いていたという(セクション 1.g 参照)。

難民の保護

国連憲章「難民の地位に関する 1951 年条約」および 1967 年の同議定書に従って、亡命を認め難民の地位を付与する法律はない。政府は難民を保護するための制度も確立していなかった。

2005 年内には同国に正式に亡命を申し出たという報告はなかった。強制送還に関する報告もなかった。

セクション 3 政治的権利の尊重： 国民が政府を変える権利

国民は、政府を変える権利を所有していなかった。SPDC は、1990 年の総選挙に基づく議会の招集を相変わらず拒んでいた。軍事政権は、弾圧と脅しを組織的に続けて、国民が政府を変える権利を拒否していた。

1962 年以来、現役の国軍将校が中央政府と地方政府で最も重要な地位を独占しており、SPDC はどの省庁の最高幹部クラスにも現役将校か退役将校を任命していた。2005 年末の時点で、首相を含む 38 の閣僚クラス職のうち 36 は現役将校と退役将校が占めており、Rangoon 市と Mandalay 市の市長も軍人だった。

選挙および政治参加

1990 年総選挙で NLD が勝利した後、軍事政権は選挙結果に応じることを拒み、多くの選挙当選者に対し資格剥奪、拘束または投獄を行ってきた(セクション 1.d および 1.e 参照)。2004 年には少なくとも 4 人の総選挙で当選した NLD メンバーが国外に脱出している。2005 年に国外へ脱出した当選者は 1 人だけだったと思われる。

1998 年、NLD リーダーは他の民主化政党と共同し、1990 年総選挙で当選し残存している議員の過半数の委任状に基づいて国民議会代行委員会(CRPP : Committee to Represent the People's Parliament)を結成した。CRPP は、議会が招集されるまで国会を代行することを使命としていた。政府は、報復として、NLD の活動を正式に禁止するのではなく、持続して組織的に壊滅させる作戦を取り始めた。当局は、何千人もの NLD のメンバーと各地の党役員に政党脱退するように圧力をかけ、国内各地の政党事務所を閉鎖した。2005 年には Hkun Htun Oo、Kyaw Khin、Kyaw Min、Kyaw San、Saw Hlaing の 5 氏を含む複数の選挙当選者が投獄された。当選者の 1 人 Myint Naing 氏は 3 月 8 日に解放された。2005 年末の時点では、14 人の当選者が政治的な理由で収監されていた。この中には、1990 年初めから劣悪な状態で拘束されている人もいた。

1990 年総選挙では、NLD メンバーが 392 議席を獲得した。そのうち、130 人は議員として残っていた。それ以外は、亡命(19 人)、死亡(73 人)、強制辞職すなわち強制排除(170 人)となっていた。辞職の理由は様々だった。例えば、USDA は一部の当選議員に対して「不信任」とする集会を開いていた。また、USDA と政府当局は本人だけでなく家族にも圧力をかけていた。

総選挙当選者は、辞任するよう嫌がらせや圧力を受けた。2004年には、Shan 州北部の地方当局が、シャン諸民族民主連盟(Shan Nationalities League for Democracy)の Sai Tun Aung 氏に辞職するよう圧力をかけた。Lashio 出身の NLD メンバー当選者 Than Htay 氏は、政府が辞職を強要しても応じなかった。そのため、警察は、同氏の息子が「違法な」コードレス電話と電子機器を顧客に販売したとして、同氏を逮捕した。息子は電子機器販売店を合法的に登録して経営していた。

また、NLD は党規律違反を理由に、政党を完全に排除しようとする政府の狙いをかわすため 46 人のメンバーについて除名または資格停止処分を行った。除名された当選議員のうち 9 人は、無所属議員になることを政府選挙管理委員会に許可された。CRPP は、当選者に対し資格剥奪は行っていない。

2 月 17 日、政府は NC を再招集した。NC は、7 段階の民主化ロードマップの一部として 1993 年～1996 年に初めて開催され、2004 年 5 月～7 月の会期以降休会していた。このロードマップは、1990 年総選挙の結果を無効にし、新憲法の策定を目指すものだった。政府は、停戦中の 17 の民族組織の代表を含め、政府自らが選出した千人を超える代表で NC を構成していた。しかし 1990 年総選挙で大量議席を獲得した NLD や他の政党など有力な政党からの参加は実施上禁止し、新憲法草案に関する自由な討議も禁止した。政府は憲法制定プロセスを批判した者は禁固 5～20 年にすると脅した。NC は 3 月 31 日に休会し、12 月 5 日に再開した。2005 年末の時点ではまだ開会中だった。

2005 年 8 月、UNSRHR は、国連総会に提出した報告書で「有力で代表権を持つ政治家が憲法制定プロセスから排除され、関与が制限され、批判的意見を表明できず、民主化活動家が脅迫され拘束されている現状は、民主化プロセスが意味をなしていないことを示している」と述べていた。さらに、「従来の手続き上の制約を改善せず反政府民主化勢力の代表が国民会議に参加できないならば、どのような憲法が制定されても信頼性を欠いたものになる」とも語っている。

2004 年 8 月に国連総会へ提出した声明で、UNSRHR は、政府が Tan Sri Razali Ismail 国連総長特使との協力を再開することが「不可欠」と述べた。にもかかわらず、Nyan Win

外相は7月にラオスで開催された ASEAN 地域フォーラムに参加中 Razali 氏との会談を拒否している。

女性は、政治的リーダーにはなれなかった。SPDC、内閣、最高裁判所には、女性も少数民族もいなかった。

一部の少数派メンバーは、完全な市民権が与えられず、公職・公僕に就くこともできなかった(セクション 5 参照)。

政府の腐敗および透明性

腐敗は、政府や社会のあらゆるレベルで横行していた。経済学者および企業経営者は、国内における投資や事業にとって腐敗が大きな障壁の 1 つになっていると考えていた。複雑で頻繁に変更される規制環境も腐敗を助長していた。

当局が汚職防止法を適用することはほとんどなく、適用する場合も一貫性がなかった。すなわち、軍事政権の上級大將らが、政権の妨げになるようなひどい汚職を行った職員を処分する場合に限られていた。2004 年 11 月、SPDC は失脚した Khin Nyunt 首相の放逐理由の 1 つに、「賄賂と汚職」容疑を挙げていた。同元首相は、賄賂、汚職、不服従などの容疑により Insein 刑務所で秘密裁判を受け、禁固 44 年を宣告された。政府は執行猶予とし、7 月 21 日に刑務所から自宅に移し、無期限の自宅軟禁とした。Khin Nyunt 元首相の家族と関係者数百人は、同氏の追放後に拘束されるか尋問された。2005 年の間に同元首相の軍関係者 26 人もさまざまな汚職容疑で裁判にかけられ、判決を受けた。判決は禁固 12 年～142 年に及んでいた。1 人で複数の終身刑が宣告された者もあった。軍事政権は、同元首相の情報部が管理していた中国国境付近の検問所 Muse での汚職に関与したとして、軍と 3 ケ所の官庁「職員」186 人も有罪にしたと発表している。

政府は、大半の公的書類の閲覧を許可していなかった。また、閲覧を許可する法律もなかった。政府資料の大半は機密扱いか管理下にあった。政府の政策決定は透明性を欠き、意思決定権は政府上層部に限られ、新しい政策が公表されることも公に説明されることもなかった。

セクション 4：人権侵害の疑いに対する国際的組織および非政府組織による調査への政府の態度

政府は国内の人権組織が独自に活動することを認めていず、人権記録に関する外部の調査に敵対的な態度をとり続けていた。

ICRC といくつかの国連機関のほかに、約 35 の非政治的人道主義の国際 NGO が国内で活動していた。国内で冗長して活動するために長期にわたる交渉をしながら暫定的に活動している団体もいくつかあった。2004 年には一部の省庁が、これまでタブー視されてきた問題(人身売買、HIV/AIDS、子供兵士、教育など)に積極的に取り組む姿勢を見せていたが、多くの人道主義国際 NGO と国連機関によると、2005 年半ばまでに、政府が少数民族の居住地域における活動の縮小を求める圧力を強め、国際機関の職員が現地に近づくことが困難になっていた。2005 年末の時点では、これらの規制は、すべてではなく一部の NGO と国連機関についてはある程度緩和されていた。

政府は、外国人ジャーナリスト、NGO 職員、一部の国連機関職員、外交官に対して、一部地域での移動制限を強化していた。人権活動家は、政府が認める後援者が保証し政府が認める目的に限り、入国査証の発給が認められた(セクション 2.d 参照)。政府は、外国人の活動を監視しており、外国人と接触した国民に頻繁に尋問し、国民の表現と結社の自由を制限し、政府の人権侵害に関する情報を外国人に提供した国民を逮捕した。これらはすべて、人権侵害に関する情報を収集し調査する上で障害となった。侵害、特に刑務所または少数民族居住地における侵害は、実際に起こった時点から数か月または数年たって報告され、検証することがほとんどできない状態だった。

政府は、首都にあるいくつかの NGO、人道主義団体、宗教団体の活動も厳しく制限していた。10 月には、タイに本拠地を置く NGO「教育に魂を運動(Spirit in Education Movement)」の Rangoon 事務所が家宅捜査を受け、少なくとも 1 人のメンバーが拘束されたという。この組織は現地のビルマ人学生にコミュニティリーダーシップと持続可能な開発について訓練を行っていた。

一部の国際 NGO と国連機関は、現地を訪れる際は、政府側代表を団体側の費用負担で同行させるように要求された。ただし、この規則は一貫して適用されたわけではなかった(セクション 1.f 参照)。

ICRC は、国民の援助計画(保護、リハビリ、基本的衛生、医療)の大半を実施し続けていた。ただし、エラー! リンクが正しくありません。では、紛争地域への立ち入りが制限されたため、通常の独立した人道支援ができず、活動は中断していた。

2003 年、政府はクーデターに関与したとして 11 人を逮捕し、「政府に対する共同謀議」で 9 人に死刑を宣告した。裁判所が Naing Min Kyi、Shwe Man、Aye Myint の 3 氏に下した死刑判決には、ILO とタイに拠点を置く亡命労働団体 FTUB に接触したことも理由として挙げられていた。ILO の外交的働きかけにより、特別上訴裁判所は、Naing Min Kyi 氏と Aye Myint 氏に対する死刑判決を禁固 3 年に減刑した。Shwe Man 氏は終身刑に減刑された。2004 年 10 月には、Shwe Man は禁固 5 年、残り 2 人は禁固 2 年にさらに減刑された。ILO が努力を続けた結果、Naing Min Kyi 氏と Aye Myint 氏が 1 月 3 日に解放され、Shwe Man 氏が 4 月 29 日に解放された。しかし、Aye Myint 氏は、第 40 軽歩兵大隊に土地を没収され、その後その土地が軍、地元当局、USDA の間で再分配された農民に法的アドバイスを与えたとして、8 月 28 日に再逮捕された。10 月 31 日、Bago 管区の Daik Oo 郡裁判所は、同氏に「偽の情報を広めた、しかもその情報が真実でないことを知っていたか真実でないと信じる根拠があった」として、禁固 7 年を宣告した。この判決は、同氏が農民に ILO に訴えるようにアドバイスしたとして有罪にされたことを暗に示していた。2005 年末の時点で、同氏は依然収監されていた。

2004 年 2 月、政府と UNHCR は、Karen 州と Tanintharyi 管区のこれまで立ち入り禁止だった地域を UNHCR が訪れることを認める合意書に署名した(セクション 2.d 参照)。その後 UNHCR は、その地域に「評価」のために数回訪問したが、4 月には政府が UNHCR に対しこれらの地域へ訪問する許可を撤回した。

繰り返し要請したが、2005 年を通して、政府は UNSRHR がビルマを訪問することを許可しなかった。2003 年には UNSRHR が 2 回ビルマを訪問している。同氏は、その年の 8 月に国連総会に提出した中間報告で、前回の報告と比較して「基本的権利と自由の行使に関

する状況は実質的に変化していない」と述べていた。また、「基本的権利と自由に対する規制や違反に関する報告を絶えず受けている」とも報告していた。

政府の人権委員会(Human Rights Committee)は、委員長が内務相がであり、警察長官も加わっていた。2005 年を通して、国連機関が主催する人身売買に関するセミナーには人権委員会のメンバーが参加していた。政府は ILO による労働違反申し立てに対し、違反について調査中であると述べた。1 月には強制労働違反で数人の職員が逮捕、起訴され、数ヶ月間刑務所に収監された後解放されている(セクション 6.c 参照)。

セクション 5：差別、社会的虐待および人身売買

SPDC は、命令による統治を続けており、差別に関するどの憲法条項にも拘束されることはなかった。

女性

女性へのドメスティックバイオレンス(配偶者による虐待を含む)が問題になっていた。しかし、政府が配偶者による虐待やドメスティックバイオレンスに関する統計を公表していないため、実態を知ることは困難だった。しかし、政府系組織 MWAF は、時折、警察などの地元当局に配偶者の虐待を含むドメスティックバイオレンス事例を調査するよう働きかけていた。

強姦は違法である。しかし、配偶者による強姦は妻が 12 歳以上であれば犯罪にならない。結婚した女性は、大家族の中で生活することが多く、その社会的圧力によって妻が虐待から守られる傾向があった。政府はエラー! リンクが正しくありません。に関する統計を発表していなかったが、人口の多い都市部では強姦はさほど多くなく、僻地で多いとしていた。しかし、日没後に男性のエスコートなしに女性が移動することは一般に危険だと考えられていた。雇用側は、女性労働者が夜に帰宅する場合、バスやトラックバスを用意しなければならなかった。女性が夜間にタクシーを利用することは、強姦や強盗の被害にあう可能性があり特に危険だと考えられていた。売春婦が夜間に移動する場合は、タクシー運転手にかかなりの金額を余分に払う必要があった。そうしないと、強姦や強盗の被害にあうか警察に引き渡されることがあった。NGO と外交組織の信頼できる報告によれば、警察に拘束

された売春婦は警官から強姦・強盗の被害を受けることもあった。紛争地域やその他の少数民族居住地域でも強姦事件は続いていた(セクション 1.g 参照)。

売春は法律によって禁止され、禁固 3 年の刑になる。しかし、都市部、特に Rangoon の「無法地域(border town)」や「ニュータウン(new town)」では売春が増加し続けていた。これらの地域には、首都の旧市街から強制移住させられた貧しい家族が多かった。2003 年の信頼できる報告によれば、多数の売春婦が投獄されており、収監中に身体や言葉による虐待を受けていた。政府と少なくとも 1 つの国際 NGO が、元売春婦のための学校や他の更生プログラムを提供していた。

性的嫌がらせを罰する法律はなかった。

伝統に従い、女性の名前は結婚後も変わらず、家計をやりくりすることが多かった。しかし、女性は伝統的な男の仕事に就くことはほとんどなく、軍将校などの特定の職業に就くことは実質的にできなかった。女性の方が圧倒的に貧困に見舞われやすかった。女性は、同一労働同一賃金を安定して受け取ることができなかった。法律上は、最大 26 週間の妊娠・出産のための失業保険を受け取る権利があったが、実際には支給されてないことが多かった。

女性の権利を保護する独立した組織はなかったが、政府系の組織はいくつか存在していた。MWAF は、2003 年 12 月に設立され、首相 Soe Win 将軍の妻が会長であり、女性の権利を守る有力な「非政府」組織だった。ただし、実際には、国内の 14 の州と管区のすべてに支部があり、女性の権利を守る最大の政府系組織だった。その他に政府が管理する団体としてミャンマー母子保健協会(Myanmar Maternal and Child Welfare Association)があり、母親と子供の支援を提供していた。ミャンマー女性経営者協会(Myanmar Women Entrepreneurs' Association)は、女性実業家の職業団体であり、女性に起業融資を行っていた。

子供

人口の約 40 パーセントは、18 歳未満の子供だった。子供は、貧しい親が学校にやらず物乞いをさせるか工場やティーショップで働かせるため、危険度が高かった。孤児院に預けられる子もいた。技能が乏しいか全くないためにヤミ経済や路上で働く子供の数が増えて

いた。このため、薬物、軽犯罪、逮捕、性的虐待、搾取、HIV/AIDS の危険にさらされていた。

適切な児童保護制度や少年司法制度はなかった。この問題への取り組みは、予算・人材が不足しているため極めて制約されていた。担当の社会福祉局(DSW : Department of Social Welfare)がわずかに社会福祉サービスを提供していたが、正式に任命されたソーシャルワーカーは数えるほどしかいなかった。

政府は、国連子供の権利委員会(UN Committee on the Rights of the Child)に協力していた。2004 年 6 月には、同委員会議長がビルマを訪問した。国連児童基金(UNICEF:UN Children's Fund)は、DSW および教育省(Ministry of Education)と密接な関係を持ち、初等教育と少数民族言語の指導を支援していると報告していた。宗教的組織、仏教僧、仏尼および地元民間団体も、教育などの分野で子供の援助を行っていた。

政府は、公共教育に最小限の予算しか割り当てていなかった。2005 年会計年度(2005 年 4 月～2006 年 3 月)の政府公表数値によれば、一般教育全体に対する公的支出には、国家予算の 8.9 パーセントが割り当てられていた。しかし、別の世界的に名の通った組織は、実際の金額はずっと低いとしている。公立学校は、10 年生(16 歳前後)まで名目上は無料となっていた。しかし、公立学校の教師の給料は平均して月当たり約\$5.30(5,300kyat)で最低生活賃金よりはるかに低いため、多くの教師は離職するか、生徒に負担を求めなければならなかった。このため、多くの家族は子供を学校にやるにはお金を払う必要があった。それも初等教育の段階から必要だった。タイ在住のカチン人女性団体によれば、Kachin 州の家族は 10 年生のクラスに通わせるには、ビルマの平均年収を上回る\$300(300,000kyat)も支払う必要があった。家族がそのような非公式な支払いができない一部の地域では、教師が通常仕事を辞めていた。政府が怠慢であるため、民間団体は私立学校の運営を法律で禁じられているが、教育の支援に乗り出していた。

4 年生までは義務教育である。UNICEF によれば、初等学校の生徒の 50 パーセントは 4 年性を修了する前に退学していた。学校の出席率と成績は 2005 年において低下していたが、これは主に経済的困難の増加が原因であり、生徒はホームヘルパーや都市部のティーショップのサービス係として働かなければならなかった。出席率に男女間の差はなかった。

政府は、地方の仏教僧院学校を奨励しており、Rangoon と Mandalay にある仏教大学に助成金を出していた。少数民族の居住地域では、政府が現地語で教えることを禁じることがしばしばあった。

政府の医療への取り組みが遅れていることも、子供達を苦しめていた。政府の公的数値によれば、2005 会計年度(2005 年 4 月～2006 年 3 月)の保健省(Ministry of Health)予算は、政府総支出のわずか 3.3 パーセントだった。政府は防衛費支出を控え目に 24 パーセントとしていたが、多くの国際監視団がこの数値は実際よりはるかに低いと考えていた。政府が医療分野で男女を区別しているという報告はなかった。5 歳児未満の出生千人当たりの死亡率は、推計で 66(2003 年保健省 Ministry of Health)発表)～109(2004 年 UNDP 発表)だった。これらの死亡例の 75 パーセントは生後 1 年未満であり、同じデータ出典元によれば、出生千人当たりの乳児死亡率は 50～77 だった。これらの死亡例の多くは、生後 1 ヶ月以内だった。どの参照データも、地方の死亡率が都市部に比べ 25 パーセント以上高く、「丘陵地域(hilly area)」と「中央平原地域(central plain)」の死亡率が最も高いと推定していた。UNICEF によれば、生後 6～59 ヶ月の子供の死亡原因の 56 パーセントは栄養失調と感染症の可能性があった。ビルマ全体では、低体重と低身長の子供が 32 パーセント、身長比低体重が 8.6 パーセントだった。2005 年に世界食糧計画(WFP : World Food Program)が行った推計によれば、Shan 州と中央乾燥地帯では、WFP の労働の対価を食糧で配給するプログラム(food-for-work program)を実施しているにもかかわらず、子供達の 33 パーセントは慢性の栄養失調だった。

法律は子供の虐待を禁止している。政府は子供の虐待は深刻な問題になっていないと表明したが、それを証明する統計は示していない。2004 年 5 月、国連子供の権利委員会(UN Committee on the Rights of the Child)は、ビルマの 2 回目の定期報告を検討した。その結果、「子供の肉体的虐待や性的虐待、保護の怠慢を含むドメスティックバイオレンスを防ぎ撲滅するための適切な対策、機構、予算・人材が不足していること、虐待を受けた子供への対策が限られていること、上記に関するデータが不足していることに重大な懸念を抱いている」という最終意見を出した。

子供の売春と売春目的の少女の人身売買(特にシャン人の少女はタイに送られるか騙されてタイに行くケースが多い)は、依然として重大な問題だった。外交官は、Rangoon と

Mandalay では十代前半とみられる女性の売春婦が広く雇われ、その需要が高いと言われて
いると指摘している。また、一部の売春宿は、十代の女性の「処女」をかなりの高額で顧
客に提供していた。2004 年 6 月、国連子供の権利委員会（UN Committee on the Rights of the
Child）は、報告書で「売春やポルノを含む性的搾取を受ける子供の数が、特に児童労働を
行っている子供やストリートチルドレンの間で、増えていることを懸念している。また、
このような虐待や搾取を受けた子供の肉体的心理的回復、社会復帰のプログラムが十分で
なく適切でないことも懸念している。」と述べていた。

5 月に発表された、報告書「*Driven Away*」では、タイ・カチン女性協会(Kachin Women's
Association of Thailand)が、カチン人の少女と女性が名目上は労働力として中国へ人身売買
されているが、実際には売春を強要されるか、地元で妻を見つけられない中国人男性の妻
にさせられていることを詳しく報告している。原因は、中国の「一人っ子」政策と、中国
人が男の子の出生を好む伝統(このため女性が少ない)にあるとされていた。脱出できた 85
人のカチン人女性へのインタビューによれば、10 パーセントはビルマ国内で売買され、半分
近くが中国人の妻になっており、中国北東部で結婚させられた女性もいた。

軍隊の入隊年齢は 18 歳以上となっているが、15 歳以上であれば志願兵として採用できた。
政府は、方針として、子供兵士を徴用していないとしているが、採用担当者はしばしば方
針を無視していた。3 月 15 日の記者会見で、政府は、「無能な」採用担当者が規定年齢以
下の子供を採用していたことを認めたが、2003 年にこのような採用者 5 人を「処分した」
と主張した。また、政府は、強制徴用した子供兵士のうち 75 人を 2003 年に、50 人を 2004
年に家族の元に返したともしていた。2004 年 1 月には、政府が子供兵士徴用防止委員会
(CPRCS : Committee for Preventing Recruitment of Child Soldiers)を設置し、2004 年 8 月に再
度開催した際に、子供兵士を徴用した者を罰する規則と規制を新規に規定したと言われて
いる。しかし、2004 年 3 月、外交監視団は、当局が Rangoon で 12 人を超える子供を逮捕
し、強制入隊させたという報告を受けている。過去には、表向きは全員志願兵とされる軍
の定員を満たすために、子供を徴用の標的にしていたが、事例証拠によれば、少なくとも
Rangoon ではこのようなやり方は一般的でなくなっていた。

2004 年 6 月、国連子供の権利委員会(UN Committee on the Rights of the Child)は、報告書で
政府が CPRCS を設立したことを歓迎していたが、「武力紛争が子供に与える影響、特に

国軍と武装民族集団の両方が 15 歳未満の子供を兵士として使用していることの影響について懸念」が残っているとしていた。

国軍が子供兵士の強制徴用を続けていることを示す証拠があった。

4 月 23 日には、国際メディア筋によると、2 人の子供兵士が戦闘中にビルマ軍からカレンニー民族進歩党(Karenni National Progressive Party)側に逃亡した。15 歳の Myo Min 二等兵と 16 歳の Soe Thu 二等兵で、Shan 州 Kalaw に拠点をおく第 55 師団第 112 軽歩兵大隊に所属していたという。Myo Minさんは、2004 年 12 月 Sagaing 管区 Shwebo でウェイターとして働いていたところを強制徴用されたと述べた。入隊するか刑務所に入るか選択するように迫られた。兵士になることを選択したが、母親に連絡することは認められなかったため、息子に何が起きたかまだ知らないのではないかと心配していた。4 ヶ月の訓練の後、軍当局から Thit Paung Zeik 駐屯地へ移されたが、1 ヶ月経たないうちに脱走した。Soe Thu さんも Myo Min さんと同様の経験をしており、6 ヶ月後に脱走した。

2005 年の間に、ILO は Shwepyitha 近くにあった所属連隊(LIB 6)から脱走した 16 歳 Aung Myo Paing 二等兵のケースを解決できなかった。彼は除隊するため ILO に助けを求めた。ILO は、除隊許可を求める書簡を CPRCS に送った。しかし、連隊長は彼を軍法会議にかけ、禁固 1 年を宣告した。また、子供兵士が脱走したとして逮捕され、前線に送られたという報告もあった。

ILO は、強制徴用された子供兵士数人の解放を支援した。2004 年、ILO は、子供兵士を強制徴用して軍隊に入隊させたとする 9 件の申し立てを政府に通知した。このうち 2 つの件は、禁固刑が宣告されているか脱走により軍法会議にかけられている少年たちに関するものだった。政府は ILO の調査の一部に協力し、自らも調査して、このうち 8 件について ILO に報告している。しかし、強制徴用はなかったと主張した。このうち 2 件については軍が少年を解放して家に帰したが、それ以上の措置は何もとらなかった。また、5 件については、少年らが 18 歳を越えていたと主張した。また政府は、子供兵士であるとされたうちの 1 人を特定できなかった。

国連消息筋によると、2004 年 11 月、3 人組の国軍徴兵チームが Rangoon 管区 Thongwa 郡 Se Ywa 村を訪れた。4 人の青年が、エラー! リンクが正しくありません。Mingaladon にある

国軍徴兵センターへの同行を要求された。住民によると、4人はその後 Patheingyi にある第6軍訓練センターに送られた。彼らの両親が CPRCS に訴え出た。

2004年、ビルマ軍は国連代表に2ヶ所の徴兵センターを訪問させたが、子供兵士を徴用した証拠を見つけることはできなかった。国際監視団が軍による強制徴用を独自に調査するために自由に訪問することは禁じられていた。

ICRC、ワールドビジョン(World Vision：国際 NGO)、Save the Children UK(英国に拠点を置く有名な慈善団体)、CARE(国際ケア機構：慈善団体)、UNICEF(国連児童基金)、国連開発計画(UN Development Program)、外国政府などのいくつかの国際 NGO と海外機関が、ビルマ国内で子供の権利を推進していた。UNICEF は、2004年に活動範囲を広げ、子供の保護を専門とするセクションを開設した。2004年7月、UNICEF は、ビルマ最高裁判所と協力して「少年司法と子供の保護に関する全国ワークショップ(National Workshop on Juvenile Justice and Child Protection)」を開催し、既存の少年司法制度を強化する行動計画を策定した。

少数民族停戦組織と反政府武装集団も子供兵士を強制徴用しており、かなりの数の子供兵士が兵役に就いていた。特にワ州連合軍(United Wa State Army)に子供兵士が多かった。これらの集団が支配している地域に立ち入ることができないため、民族武装集団に子供兵士が実際にどれくらいいるかについて信頼できるデータを得ることはできなかった。

人身売買

9月13日、政府は人身売買取締法(Anti Trafficking in Persons Law)を制定した。この新法は、これまで人身売買を取り締まるために使用されており、子供の売買、虐待、搾取から保護する条項を規定しているいくつかの法(誘拐禁止法、売春禁止法(Suppression of Prostitution Act)、児童法(Child Law))に代わるものである。

子供の売春とポルノを取り締まる特別の法律があるが、有効に施行されていなかった。

NGO は、2004年5月、子供に性的虐待をしたとして政府が1人の外国人を逮捕し、起訴し、有罪としたと報告している。これは、子供の虐待に対して初めて有罪になった例だという。また、タイからの報告によれば、HIV 感染率の増加により、「より安全」と考えら

れる若い売春婦への需要が伸びており、その対象になったのがビルマ出身者だった。ビルマ国内の子供の売買も大きな問題になりつつあると思われるが、実態を示す信頼できる統計はなかった。

政府によれば、2002年7月から2004年7月にかけて、342人の人身売買業者が5年(78人)～終身刑(2人)の判決を受けている。5年～10年の刑を受けた者が最も多く177人いた。政府によれば、同じ期間に、474件訴追し、485件(1人で複数の判決を受けているケースがある)の有罪判決が下されているという。政府は、人身売買業者と密輸業者を区別していないため、人身売買のために有罪となった人数はもっと少ないと思われる。政府のデータによれば、人身売買先はタイが最も多く80パーセント近かった。中国、バングラディシュ、インドにも少数だが送られていた。内務省は、2001年から2004年にかけて、国境近くに住む70万2千人ほどの人に人身売買に関する情報を配布したとも報告している。

当局は、人身売買の防止と人身売買業者の告発が重要であると認識していた。政府は、この分野において国内外のNGOとの協力を拡大している。2004年4月、政府は「犯罪に関する相互協力法(Mutual Assistance in Criminal Matters Law)」を發布した。これは国際犯罪(人身売買を含む)の調査における国際協力を認めるものである。

2004年10月、人身売買に反対するメコン大臣級協調イニシアチブ(COMMIT: Coordinated Mekong Ministerial Initiative against Trafficking)がRangoonで開催され、関連した問題への相互協力を約束する覚書に署名し、行動計画を策定した。ビルマ、カンボジア、中国、ラオス、タイ、ベトナムの高官や閣僚レベルの当局者が出席した。3月には、ハノイで開催されたCOMMITのフォローアップ会議にビルマ当局も出席し、人身売買を防ぐための域内行動計画を完成させた。

2004年、国連機関とNGOは、政府が人身売買撲滅を目指す政治的意思を示し、国際社会との協調に改善が見られたことを認めた。2004年3月には、政府が、警視副総監(police brigadier general)をトップとし、麻薬以外の国際犯罪を扱う国際組織犯罪局(office of transnational organized crime)を新設した。この中に人身売買を担当する40人の部署があった。

2005 年の間、政府の人身売買への取り組みはあまり成果が上がっていなかった。政府の行き過ぎた治安管理、情報に対する規制、透明性の欠落により、国内における人身売買の現状を包括的に評価できなかった。ビルマからの人身売買が相当数にのぼることについて専門家の意見は一致しているが、政府を含め、実際の被害者数を推計できるか推計しようとする組織はなかった。政府は、問題を解決するために行ったとされる取り組みについて独立して評価することを認めなかった。

タイのほかに中国、インド、バングラディシュ、台湾、パキスタン、マレーシア、日本、中東諸国などに性的搾取の対象、工員、ハウスキーパーとして女性や少女が人身売買されていることも問題だった。シャン人などの少数民族の女性や少女はビルマ北部から国境を越えて売買されていた。カレン人やモン人の女性や少女は、南部から海外へ売買されていた。貧しい農村地域や都市中心部から売春が蔓延する地域(物流ルート、鉱山、軍基地)への人身売買や、タイ、中国、インドとの国境沿いで人身売買が広く行われていたことを示す証拠もあった。男性や少年が性的搾取や労働のために国外に売買されていたという報告もあった。大半のオブザーバーは、このような犠牲者の数は少なくとも毎年数千人にのぼると考えていたが、信頼できる推計値はなかった。

人身売買業者は、ほとんどが独自に小規模に活動しており、村のつてを通して、より大規模な人身売買「ブローカー」に被害者を引き渡していた。

内務省は、人身売買に政府当局は関与していないとしているが、地方政府当局では腐敗が蔓延していた。NGO によれば、政府当局の人身売買への関与はあったが、地方や地域の当局者が人身売買を見逃している程度だという。NGO は、警官が個人的に、経済的移民やその他の出国者から金を脅し取っているようだと報告していた。

近年、政府は、女性や少女が人身売買の犠牲となった海外へ流出することを防ぐためとして、独身女性がパスポートを取得したり、外国人と結婚したりすることを規制している(セクション 1.f および 2.d 参照)。さらに、25 歳未満の女性が保護者の同行なしに国境を越えることを禁止している。しかし、売春を強制されるか騙されて売春を行うために多くの女性が、パスポートなしに国境を越えてタイに行っていた。DSW によれば、政府は、人身売買にあった家族を見つけ出し、本人が帰国するための援助を開始している。

政府は、タイ・ビルマ国境に帰国者用施設を設置しており、2001 年より推定 10,500 人の不法移民(人身売買被害者を含む)を処理している。2004 年には、人身売買された女性 29 人がマレーシアとタイから帰国し、家族の元に戻っている。2005 年前半では、マレーシアとタイが人身売買された女性 76 人をビルマに帰国させたと言われており、前年より人数が増加していた。

MWAF と DSW は、人身売買された被害者にカウンセリングと職業訓練を行ってから家族の元に戻していた。DSW は、人身売買被害者に必要な支援の特定と提供に関して公務員向け研修も行っている。政府は、タイから帰国した人身売買被害者に医療と住居を提供していた。しかし、これらのプログラムに対して政府が用意した金額は極めて少なかった。ビルマに帰国後に被害者が逮捕されたという報告はなかった。また、被害者が人身売買業者を訴えたという報告もなかった。

いくつかの NGO は、人身売買対策として、貧困緩和と教育を目的とする活動を行っていた。これらの活動はおおむね成果を上げているという。

障害者

政府は、障害者の雇用、医療サービス、教育、その他の国家によるサービス提供に関して積極的に差別していなかった。しかし、障害者を支援する予算・人材はほとんどなかった。建物、公共乗物、政府関係施設へのバリアフリーを義務付ける法律はなく、障害者は社会的差別にあった。障害者を支援する小規模な地方または国際的な組織はいくつかあったが、大半の障害者は家族に頼って生活しなければならなかった。

傷痕軍人は、優先的に便宜を受けることができ、健常者と同額の給料で公務員になることができた。原則として、軍人以外の障害者への公的支援は、一時的障害の場合には最大 1 年間収入の 3 分の 2 が支払われ、終身障害の場合には非課税の給付金が支払われた。しかし、民間部門で働く人には、障害者になっても何の雇用保護も提供しなかった。

障害者のリハビリ医療は保健省(Ministry of Health)が担当し、職業訓練は社会福祉省(Ministry of Social Welfare)が担当している。政府は、盲学校を 3 校、聾唖学校を 2 校運営しているほか、成人用リハビリセンター 2 ヶ所、子供用リハビリセンターを 2 ヶ所運営して

いた。しかし、障害者向け学校とプログラムに十分な予算を提供していなかった。国内の NGO が盲学校を 4 校運営していた。

ICRC は、民間人が軍人かを問わず、地雷被害者のリハビリサービスを引き続き提供していた。Karen 州 Hpa-an で整形外科リハビリ施設を運営していたほか、国境近くの僻村にいる立場の弱い地雷被害者を特定し ICRC の補形物(義肢、義足など)支給サービス'を受けられるようにする積極的なアウトリーチ活動も行っていた。

国籍、人種、少数民族

少数者に対する、政府および社会による広範な差別が続いていた。国内のいくつもの少数民族者と、独立以来政府と武装勢力を支配してきた多数派ビルマ民族の対立は、武力紛争を招き、その結果 2005 年の間も深刻な虐待を引き起こしていた。例えば、チン人、カレン人、カレンニー人、シャン人、モン人などの民族集団に対して SPDC 兵士が行った殺害、殴打、拷問、強制労働、強制移住、強姦である。一部の武装民族集団も虐待を行ったが、ビルマ国軍と比較するとはるかに小規模だった(セクション 1.a、1.c、1.f および 1.g 参照)。

一族がビルマに長く住んでいることを証明できる人だけが完全な市民権を得ることができた。ビルマに生まれたが先住民族とはされない人達(中国人、インド人、ベンガル人、ロヒンギャなど)は、完全な市民権を得られず、公職・公僕に就けなかった。Rakhine 州のロヒンギャイスラム少数派メンバーは、法的、経済的、社会的に厳しい差別を受け続けていた。政府は、大半のロヒンギャに対して、その祖先が 1824 年の英国統治が始まる 1 年前には国内に住んでいなかったことを理由に完全な市民権を与えることを拒否していた。この条件は、ビルマの極めて厳しい市民権法によって規定されていた。

2004 年 6 月には、国連子供の権利委員会(UN Committee on the Rights of the Child)が、
「Rakhine 北部に住むベンガル人（ロヒンギャとして知られている）の子供、および他の民族的、先住的、宗教的の少数派に属する子供 の状況について、また、特にこれらの子供たちが、食糧・医療・教育・生存・発達、文化の享受・差別からの保護に対する権利など、多くの人間の権利を拒否されている状況に対して」懸念を表明した。

ロヒンギャイスラム教徒は、初等教育を終えたら公立学校には通学できなかった。政府は国民でなければ中等学校に入学させなかったためである(ロヒンギャには市民権が与えられていない)。このように排除された人たちは、大半の公務員職にも就くことができなかった。

イスラム教徒の強制労働は、Rakhine 州で広範に続いていた。少数民族集団の強制労働は、特に東部国境地帯と Chin 州で広く行われていた(セクション 6.c 参照)。

完全な市民権を持たない人々は、国内移動も制限されていた(セクション 2.d 参照)。医学や技術分野では、大学で特定の専門課程を受けることができなかった。

少数民族集団は、自宅では独自の言語を使用していた。しかし、少数民族の居住地を含め政府が支配する国内の全域では、公立学校ではビルマ語が使用された。少数民族の居住地においても、大半の公立の初等学校と中等学校で使用していたのは、少数民族の言語ではなかった。少数民族の言語で書かれた国内出版物はほとんどなかった。

政府は、ビルマ民族を各地の少数民族居住地域に移住させているとの報告があった(セクション 1.f 参照)。

ビルマ民族と、非先住民族集団との間には民族的対立があった。このような集団には、南アジア系民族(大半がイスラム教徒)、急増中の中国系民族(大半が Yunnan 省からの移民)などがあった。中国系移民は、ビルマ北部の経済を支配するようになりつつあった。

その他の社会的虐待および差別

多くの国民は、同性愛者を軽蔑していた。好意的でない関心に向けられるゲイやレズビアンには、「性的異常」行為を禁止する罰則規定が適用された。にもかかわらず、同性愛者は、社会的伝統によってある程度保護されていた。トランスジェンダーの芸人が伝統行事で芸を披露することは一般的だった。一部は精霊(ビルマ語の *nat*)信仰のシャーマンであり、そのため社会で特別な立場にあった。このような人々は毎年 Mandalay 近くで一週間にわたって開催される有名な祭りに参加した。このような行事は宗教的と考えられており、性的

な意味や行為は関係なく、政府も公認していた。軍や警察関係者を含め、誰もこの祭事に干渉しなかった。

HIV 陽性患者は差別されており、診察した医者も同様に差別された。

セクション 6：労働者の権利

a. 結社の権利

1926 年労働組合法(Trade Unions Act)はまだ有効であり、労働者は事前に政府の同意を得る限りにおいて労働組合を結成できた。しかし、ビルマには自由な労働組合は存在していなかった。

労働組合が禁止されているので国際組織に加盟する労働組合も存在していなかった。政府は、船員雇用管理局(Seafarers Employment Control Division)を通して外国船籍の船で職を見つけた船員に、国際運輸労連(ITWF：International Transport Workers' Federation)と接触することを禁止していた。また、政府は、海外にいる船員への証書発行をしばしば拒否した。必要な証明書がない場合、船員は海外で正規に雇用されることができなかった。

タイの信頼できる消息筋によれば、5 月 19 日、ITWF 系列のビルマ船員組合(Burma Seafarers' Union)のリーダー Moe Aung 氏が武装した正体不明の男にタイの Ranong にある自宅から連れ去られ、ビルマ Kawthoung の第 8 マイルにあるビルマ軍歩兵連隊吉に連れていかれた。同氏は、拘束から 3 日後の 5 月 22 日に、死亡したとされている。

政府は、タイに拠点を置く自由労堂組合連合(FTUB)を「テロリスト」と呼び、接触することを犯罪としていた。しかし、政府は、これについて正規の手順に従って ILO に提出していなかった。2005 年の間もそれまでの間も、政府は FTUB やタイに拠点を置くその他の亡命組織と接触したとして、人々を逮捕し、有罪を宣告していた。このような囚人の 1 人 Aung Myint Thein 氏は拘束中に死亡している(セクション 1.a、1.b、1.d、2.a、2.b および 6.b 参照)。

b. 労働者の組織化および団体交渉の権利

政府は労働組合を認めていない。したがって、労働者は労働組合を結成し団体交渉を行う権利を持っていなかった。政府の中央調停委員会は、かつては大きな労使紛争の仲裁手段であったが、1988 年以降活動を休止していた。それ以降は、労働局(Department of Labor)が労使紛争の仲裁役を果たしてきたという。小規模な労働問題を解決するため、郡レベルの労働監督委員会が存在していた。

政府は、公共部門の賃金を一方的に決定していた。民間部門では、市場の需給によって賃金が決まっていた。しかし、政府は合併企業に対しては、労働者の賃金を大臣や他の政府高官の俸給より高く設定しないように圧力をかけていた。このため、一部の合併事業では、賃金を抑えた分を追加手当や特別報奨金制度などで補っていた。外国企業は一般的に国内の民間部門に近い水準で給与を設定していたが、合併事業の例にならない追加手当や給付金制度を採用していた。

法律によれば、労働者は一般にストライキを禁じられていたが、ごく一部の労働者にはストライキ権が認められていることになっていた。4 月 17 日、当局は Hlaing Thaya 工業団地の Gustom Molinel 社の Garment 工場で働く 4 人の女工を、4 月 9 日のストライキを扇動したとして逮捕した。しかし、判事は容疑を退け、4 人は二度と同様の行動をしないとする念書をとられた上で、5 月 2 日家族の元へ返された。11 月 8 日には、Hlaing Thay 工業団地の X-Square 社靴工場の労働者が残業代なしで残業を強制されているとして抗議した。苦情は解決され、逮捕者はなかった。

輸出加工区(EPZ)はなかった。しかし、Rangoon 近郊の Pyin-Ma-Bin など、軍が所有する特殊な工業団地があり、外国投資家を誘致していた。また、Rangoon にある 2 千エーカー(約 8,094,000 m²)の Hlaing Thaya 工業団地では数社が操業していた。ビルマの労働法はすべての工業地域とすべての産業に適用されたが、必ずしも均等に施行されていなかった。

c. 強制労働の禁止

強制労働は依然広範に行われており、深刻な問題だった。特に少数民族集団が対象になっていた。強制労働を課した者を罰する規定があり、ILO によれば、2004 年と 2005 年に、この規定に基づいて 8 件が告訴された。これらの告訴は強制労働を課されたと主張する被害者、または ILO リエゾンオフィサー(liaison officer)による立件に応じて当局者が行った。

8 件のうち、2 件は却下され、1 人は訴えを取り下げた。3 件が審議され、1 月 31 日、Kawhmu 郡裁判所の判事が 4 人の地方政府職員に強制労働させたとして 8 ヶ月の禁固を宣告した。4 人は繰り上げて 7 月に解放された。別の関連した事件では Ma Su Su Nway 氏が Kawhmu 郡の地方政府職員を強制労働の容疑で起訴した。残り 1 件は、告発を逃れた別の地方職員が Ma Su Su Nway 氏を、「服務中の政府職員を侮辱し妨害した」として応訴した件である。同氏は、10 月 13 日、禁固 18 ヶ月を宣告された。

2005 年の間に、ILO リエゾンオフィサーによる立件に応じて当局が政府職員を起訴した事例はほかにもあり、さらに 4 人の職員が強制労働の罪で有期刑を宣告された。

国際監視団は、ビルマ全土において政府が日常的に建築作業や補修工事で国民を強制労働させていることを確認していた。軍所有の工業団地でも国民を強制労働させていた。

経済インフラの建築や補修における強制労働の報告は、1990 年代半ばをピークに減少している。特にビルマ民族が住む中心部では減少している。

これに対し、軍の守備や作戦を支援するための政府による強制労働は、特に民族少数派と宗教的少数派の居住地で依然として深刻な問題となっていた。ILO は、Rakhine 州における強制労働が「本格的に再開」されているとする UNHCR 報告を確認している。首相が、同州に 6 脚の橋を新設するよう軍に命じていたためである。ILO は、政府に強制労働を停止するように要求し続けたが、地方当局は中央政府からの停止命令を無視していた。中央政府から特定の公共事業を期限内に完成するよう圧力をかけられた場合には特に命令が無視された。

9 月 8 日、AI は、「*Myanmar, Leaving Home*」というタイトルの報告書を発表した。ビルマ国内で人権侵害が続いていることを詳細に記したものである。報告書では、反政府武力抵抗が鎮静し、ビルマ国軍が旧敵地を拠点にするようになるに伴い、荷役の需要は低下していると指摘している。しかし、荷役への需要減少に反し、兵舎やその他のインフラに対する需要が高まっているため、強制労働は増加していた。また、KNLA と DKBA もビルマ国軍と同様に虐待を行っていたとされる。例えば、米、家畜、その他の貴重品を国軍反政府軍両方の兵士に供出させられ栄養状態が悪化している村民から食料を没収していた。

11月12日、Rakhine州 Mrauk U 郡 Kone Khaung 村のチン人の住民 70 人が第 377 軽歩兵大隊の荷役として強制徴用された。10 マイル(16 キロメートル)離れた Kalama 山まで物資を運ばされた。自分たちが食べる米も必要なので、さらに 6.5 ポンド(2.95 キログラム)多く運ばなければならなかった。11 月には、Rakhine 州 Rathetaung 郡 A-Ngu Maw に国境警備隊 (Border Security Force)の基地を新設するため 6 人の村民が強制労働させられただけでなく、材木、竹、草ぶき屋根の材料などの物資も提供させられたという報告もあった。

Rangoon にある ILO リエゾンオフィスは、政府による強制労働停止命令はばらつきはあるものの広範に伝えられていたが、強制労働の削減効果は限定的であり持続しなかった。

ILO と他の国際機関は、過去 5 年間に於いて、ビルマ政府が強制労働の徴用方法を変えていることを見てきた。ILO によれば、軍部隊は村長に労働力の供出を命じる書状を発行する代わりに、口頭で命じるようになっている。また、政府は強制労働を求める代わりに、資材、食糧、金銭を強要したという事例もあった 2005 年を通して、兵士が少数民族の村民から米その他の日用品を供出させたという報告がしばしば広範にわたってあった。2004 年の ILO 報告では、政府が強制労働に賃金を支払うことはあったが通常一般的な賃金水準よりかなり低かった。

ILO の報告によれば、2002 年以降、政府は懲役刑が科されていない囚人を、民間人の代わりに強制労働に使用することが増えている。これは、民間人を使わせないという国際的な圧力によるものと考えられる。ビルマ国内には約 70 ヶ所の強制労働収容所があるとされているが、多くは一時的であり特定の作業が完了すれば閉鎖されていた。過去には、国軍が国内の刑務所にいる囚人を荷役として使用していた。例えば、2003 年に KNLA を攻撃中、国軍が 300 人を超す囚人を荷役として使用していたとされる。

家族や個人がインフラ建築のために労働力ではなく金銭を供出することを、当局が認めることもしばしばあった。しかし、地方ではどこも貧窮していたため、大半の家族は労働力を提供するしかなかった。両親が強制労働の割り当て義務を果たすために子供を働かせることは日常的に発生していた(セクション 6.d 参照)。

12月30日、Irrawaddy 管区 Nga-Thaing Gyaung 郡 Myothit 村の平和開発評議会(PDC)当局が、大工の Ko Than Htaik 氏を逮捕し、同村 PDC 事務所に拘束し、激しく殴打した。道路建設

のために木を切り出す非自発的労働を提供せず、村の軍事訓練の資金を提供しなかったためである。12月31日、家族は同氏を地元の病院に入院させたが、激しい殴打が原因でまもなく死亡した。Yaykyay 警察は、殴打に関与した同村 PDC 職員を逮捕した。逮捕者には Aung Myint Thein 同村 PDC 議長も含まれていた。

11月1日、Rakhine 州 Ponnagyan 郡 Tharat Cho 村の35歳の男性が、自宅に戻ってから2日後に、国軍による強制労働が原因で病死した。ビルマ国軍第550大隊が軍用基地建設のために、同氏を強制労働させていた。

2005年を通して、国内の各村で小規模な建築作業に強制労働が使われたという報告がいくつもあった。2003年には、Magway 管区 Chaungnet 村の PDC 議長が、Rangoon-Magway 間の幹線道路の草刈りに各戸から1人参加するように強要した。参加を拒否した者には5ドル(5,000kyat)の罰金が科された。当局は、既存の民間インフラ(交通手段、灌漑施設など)の整備にも強制労働を徴用し続けていた。

民間人が初めて自発的に ILO に違反を申し立てた2004年から2005年9月までに、ILO の Rangoon 事務所は102件の強制労働調査依頼を受理している。ILO はこのうち59件を、政府の強制調査委員会に送った。同委員会は、これらすべてについて回答し、合計10人を有罪とし、刑が確定した。しかし、委員会は、強制労働事件の報告、調査、告発について適切な制度を運用していなかった。ILO は、5月には申し立ての受理を停止した。政府が、強制労働について「正しくない」申し立てであると政府が判断した場合、申し立て人を起訴するとしたためである。

少数民族居住地域における強制労働の報告は日常的だった。信頼できる NGO 消息筋によれば、村民は軍駐屯地のインフラ建設・整備、駐屯地内のその他の役務(見張りなど)を命令されていた。また同筋によれば、村民は自費で木材を用意して軍用設備の建築や整備に当たるように要求されたという。2004年5月、ILO の Rangoon 事務所は、Chin 州 Tiddim 郡と Falam 郡の村民が2つの町を結ぶ主要道路の拡張作業をさせられているのを目撃している。2004年のAI報告によれば、Rakhine 州北部の Buthitaung と Maungdaw において強制労働事例が数件あった。これらの事例では、国軍(警察官、軍諜報部、国内治安部隊、税関職員、移民・人的資源局から構成される国境警備隊メンバー)が、村民に、歩哨、道路建設、

木材切り出し、政府施設の建築などを命令していた。インドに拠点をおくチン人権機構(CHRO: Chin Human Rights Organization)も、2005年にChin州南部で強制労働が数件あったことを報告している。これらの事例では、地元の軍当局が村長に道路建設、軍設備建設、農作業に労力を提供するよう強要した。CHROによれば、2004年6月、軍当局が村長1人を逮捕した。割り当てられた道路建築工事を村民が完了できなかったためである。

ILO と他の国際監視団によれば、KNU と SPDC が 2004 年 1 月に一時的停戦に合意して以降 Karen 州における強制労働や他の虐待は減少傾向にあった。しかし、KNU は、2003 年に、東部国境沿いの紛争地域で大規模に強制労働が行われているという未確認だが信頼できる報告を発表している。2003 年、国軍兵士が Mone 郡で軍用食料を運ばせるため 500 人を荷役として強制徴用した。荷役ができない者は、1 人当たり 5 ドル(5000kyat)を支払わなければならなかった。

2005 年を通して、ILO は外交団の移動に適用される一般規制に従うことを要求されていた。ILO の外国人職員は同行なしで移動できたが、中央政府職員は彼らの動向を見張るように地方当局に注意していた。ILO と政府の関係は 2005 年半ばにひどく悪化した。6 月にジュネーブで開催された国際労働会議(International Labor Conference)で、ビルマ政府が ILO への協力を依然拒否していることが問題として取り上げられたためである。2005 年後半になると、政府系組織(USDA、MWAF、退役軍人機構(War Veterans Organization)など)が大会を開き、派手なキャンペーンを繰り広げて ILO を批判し、政府に ILO との関係を断つよう求めた。この ILO に対する公然の批判と、敵対的な雰囲気は、ILO の国内移動を一層制限し、権限(mandate)を有効に行使できないようにした。ILO リエゾン(Liaison)は何回も暗殺するという脅迫を受けたが、政府は何の措置も取らなかった。

10 月、政府は ILO を脱退する意向を口頭で表明したが、脅したような行動には出なかった。11 月の ILO 理事会において、ILO とビルマの関係および強制労働の実態が悪化していることが取り上げられた。同理事会は、ビルマ政府に対して、ILO リエゾンオフィサーの身の安全を保障し、任務を有効に遂行できるようにすることを求めた。また、政府が強制労働を受けたと訴えた人を起訴することをやめ、強制労働撲滅の努力を続けることも求めた。2005 年末、政府高官は、ILO リエゾンオフィサーの安全を保証し任務再開を認めることを口頭で伝えた。

ILO の Rangoon 事務所は、ILO の現地スタッフ(local contacts)が拘束され、強制労働に関する情報を ILO に提供したとして審問された事例を複数報告している。2005 年には、Naing Min Kyi、Shwe Man および Aye Myint の 3 氏が刑務所から解放された。裁判所は 2003 年に、ILO および FTUB と接触したとして 3 人に死刑を宣告していた(セクション 4 参照)。しかし、8 月 28 日には、Bago 当局が弁護士である Aye Myint 氏を再逮捕した。9 月末、同氏は Bago 刑務所に送られ、10 月 31 日禁固 7 年を宣告された。第 40 軽歩兵大隊によって無償で土地を没収された貧しい農民を同氏が法的に援助したことが当局の気に入らなかったとされている。

2004 年 12 月、Magway 管区で強制労働中に死亡した Win Lwin 氏の家族が、政府を訴えた。政府は、2005 年 10 月に村民と家族側弁護士を、ILO に偽の情報を提供したとして訴えた。

11 月 5 日、Aung Myint Thein 氏が公判中、刑務所で死亡した。当局によれば、同氏の父親 Myint Thein 氏(77 歳)が、同氏と共にタイへ出かけて FTUB と数回接触したことを公判で認めたという。Aung Myint Thein 氏の死後、FTUB は同氏がメンバーだったことを認めたとされている。父親の Myint Thein 氏は禁固 8 年を宣告された(セクション 1.a および 2.a 参照)。

兵士の強制徴用は広く行われていた。信頼できる報告によれば、兵士が兵役期間を終えた後、3~4 人の代わりの兵士を集めなければ、政府は除隊を認めなかった。手段として強制徴用を使用しても認められた。警備隊の強制徴用も同様だった。

法律では子供による強制労働と債務労働を特に禁止してはいない。子供による強制労働は、依然として深刻な問題だった(セクション 6.d 参照)。

d. 児童労働の禁止および就業最低年齢

法律では子供を雇用する場合の最低年齢を 13 歳としているが、実際にはこの規定は履行されていなかった。児童労働は広範にわたって増加し目立つようになる一方だった。特に都市部で働く子供が目立った。その大半が小規模または家族経営の企業で働いていた。地方では、家族の生業である農作業に子供が加わっていた。Rangoon および Mandalay の都市部非公式部門で働く子供は、低年齢から働き始めることが多かった。子供が働く都市部の非公式部門は、たいていが、食品加工業、路上の物売り、ごみの回収、軽工業、ティーツー

ップ店員だった。2002 年の公式統計によれば、都市部で働いている子供は 6 パーセントであり、そのうち賃金を得ている子供の割合はわずか 4 パーセントにすぎず、多くは家族経営企業で働いていた。

法律では、子供による強制労働を特に禁止していない。したがって、子供は強制労働させられていた。当局は、Rangoon と Mandalay で 10 代の子供たちを逮捕し、荷役や軍役を行わせているという(セクション 5 参照)。

DSW は、少数ではあるが孤児や何らかの事情で家族と離れて暮らす子供たちを支援し教育していた。支援目的の 1 つは、子供たちが将来搾取に対抗できるようにすることだった。

e. 最低限の労働条件

公務員と、いくつかの伝統産業の被雇用者だけが、最低賃金条項の適用を受けていた。公務員の最低日給は、実質 8 時間働いて \$0.13(136kyat) だった。これに様々な補助金と手当が支給されていた。最低賃金でも、高官が得ている高給であっても、本人と家族の標準的な生活水準を維持することはできなかった。公的部門の実質賃金が元々低くさらに価値が低下しているため、汚職と職場放棄が蔓延していた。民間部門では、都市労働者の日給が約 \$0.50~\$1.00 (500~1,000 kyat)、地方の農業労働者はその約半分だった。民間部門労働者の中には、はるかに多い賃金を得ている者もいた。例えば、熟連工の日給は約 \$3(3,000kyat) だった。

過剰な労働力と貧しい経済状況に加えて、政府による保護がないため、労働者の状態は標準以下に置かれていた。労働条件を規定しているのは、1964 年の「労働者基本法(Law on Fundamental Workers)」と 1951 年の「工場法(Factories Act)」である。公共部門では週 5 日 35 時間労働、民間部門と国営企業では週 6 日 44 時間労働であり、それを超えると残業代が支払われることになっている。法律では、1 週間に 24 時間の休息時間が規定され、1 年間に 21 日の有給休暇があった。しかし、実際にこのような規定の恩恵を受けることができたのは、国内労働者のごく一部に過ぎなかった。労働者の大半は地方の農業か非公式部門に就いていたからである。法律は、政府部門ではほぼ適用されていたが、民間企業ではしばしば違反が起きていた。

健康と安全に関する規制は数多く存在していたが、実際には政府は、規制の実施に必要な
予算・人材を用意していなかった。労働者は基本的に危険な労働条件を拒否することがで
きたが、実際には労働者の多くが、拒否すれば職を失うことになった。